



岡口基一裁判官に対する弾劾裁判についての意見書

2022年（令和4年）2月4日

慶應義塾大学大学院法務研究科教授
山 元 一



はじめに

本意見書は、裁判官訴追委員会が「裁判弾劾罷免訴追の事由書」において摘示する岡口基一裁判官に関する事由は裁判官弾劾法2条2項所定の弾劾事由を充足しないものであると考え、したがって弾劾裁判所に対して不罷免判決を下すことを求めるものである。本意見書は、かかる主張を学術的に論証するために、I 日本国憲法における弾劾制度 (1)弾劾制度の歴史的発展、(2)日本国憲法における弾劾制度、(3)裁判官弾劾制度と司法権の独立 II 日本の弾劾制度の特徴及び問題点と運用の基本指針 (1)日本の弾劾制度の特徴 (2)日本の弾劾制度の問題点 (3)弾劾制度運用の基本方針のあり方 III 本件の弾劾事由へのあてはめ (1)裁判官の表現の自由に対する制約 (2)本件の表現行為についての検討 の順に考察を行い、最終的に不罷免の結論を導く¹。

I 日本国憲法における弾劾制度

(1) 弾劾制度の歴史的発展

裁判官の身分保障を極めて重要な主題だと考える日本国憲法²は、その78条において、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」と規定し、裁判官をその職から退かせるについて慎重な仕組みを設け、その上で、不利益処分を科す仕組みについても行政機関による懲戒処分を否定している。本条にいう「公の弾劾」システムについては、憲法64条が、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。」(同条1項)「弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。」(同条2項)として国会における弾劾裁判所の設置を規定し、その具体化については国会の立法裁量に委ねている。

本章では、次章以下で日本の裁判官弾劾制度の特徴・問題点・運用のあり方を考えるための準備作業として、弾劾制度の歴史的発展についてごく簡単にみておこう³。

弾劾制度の中核にある思想は、議会が政府に対して監督を行うことである。イギリスで誕生した弾劾制度においては立法と司法が未分化であり、一般人も弾劾の対象とされただけでなく、弾劾を受けた者に対して刑事罰を制裁として科すことも可能であった。「下院が訴追し、上院が裁判する」とする考え方を確立させたイギリスでは、議院内閣制の発達や裁判官罷免制度の発足により弾劾制度がやがて衰退していったのとは対照的に、その植民地であったアメリカでは、弾劾制度が注目すべき展開を見た。すなわち、アメリカでは、弾劾制度は合衆国憲法上制度化され、イギリスの伝統に忠実に弾劾裁判権は上院に委ねられることになった。但し、弾劾の対象は公務

¹ 本意見書のドラフト作成の過程で、渡辺康行（一橋大学特任教授）、堀口悟郎（岡山大学准教授）、大野悠介（下関市立大学専任講師）、栗島智明（埼玉大学准教授）の各氏から、それぞれ貴重なコメントを頂いたことについて、記して謝意を表する次第である。本意見書の見解は、筆者個人に属することはもちろんである。

² 本意見書は、日本国憲法における司法権の分析について、筆者の既発表の憲法条文コンメンタールの叙述（辻村みよ子＝山元一編『概説憲法コンメンタール』（信山社、2018年）311頁以下）の一部を利用している。

³ この部分の叙述は、上村千一郎『新訂版 裁判官弾劾法精義』（敬文堂、1982年）1頁以下、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究（上）』（原書房、1996年）167頁以下、315頁以下、に依拠している。

員に限定され、弾劾手続は刑事責任を追及するための手続とは明確に区別されるに至った。すなわち、アメリカ合衆国憲法⁴は、弾劾発議権を下院に付与し（1条2節5項）、弾劾裁判の対象につき、「大統領、副大統領および合衆国のすべての文官は、叛逆罪、収賄罪その他の重罪または軽罪につき弾劾され、有罪の判決を受けたときは、その職を免ぜられる」（2条4節）とし、その効果については「弾劾事件の判決は、免官および、名誉、信任または報酬を伴う合衆国の公職に任じられこれに在職する資格を剥奪すること以上に及ぶことはできない」（1条3節7項）、と規定している。ドナルド・トランプ(Donald Trump)前大統領が、在任中二回にわたり下院から訴追決議を受け（2019年12月及び2021年1月）、それぞれ上院の弾劾裁判の対象となり、二回とも無罪判決を受けたことは、記憶に新しい。アメリカにおける連邦裁判官が弾劾訴追を受けた例は、アメリカ合衆国憲法制定以来極めて数が少なく、またその中で無罪判決も少なくなかった。また罷免判決を受けた裁判官は、その後弁護士活動に従事して法曹としての人生を全うした例は、決して稀ではない⁵。

その後アメリカの弾劾制度は世界に影響を与え、ヨーロッパ諸国やラテン・アメリカ諸国で弾劾制度が採用されていった。ヨーロッパでは例えば、フランスでは、もっぱら大統領を対象に高等法院が罷免権を有する制度が設けられ、ドイツでも、弾劾対象者は大統領と裁判官に限定され、連邦憲法裁判所が裁判を行う制度が設け、「弾劾は一種の憲法事件として取り扱われている」⁶。一国において安定した統治を実現するために、強力な権力者に強い身分保障を与えて、強力な政治的指導を可能にする制度を設けることは、十分説得力のある政治的賢慮に基づくといえる。大統領制をもつ多くの国は、このような考慮に基づいて憲法を制定している。しかしながら、明確に任期の定められた大統領の在任中に問題行動が露見した場合に、その任期を全うさせることは妥当だとは考えられない。そこで、大統領職の重要性に鑑みて、在任中に重大な問題行動を行った場合に、議会や裁判所が介入して罷免させることは、権力相互間の抑制と均衡をめざす自由主義的憲法の理念に合致する。

(2) 日本国憲法における弾劾制度

1889年に制定された大日本帝国憲法が弾劾制度を知らなかったのに対して、アメリカ占領軍の強い影響下で制定された日本国憲法は、その制定過程においては、広く公務員を対象とする弾劾制度の採用が検討された。しかしながら、最終的には、アメリカでの経験を反面教師として、アメリカとは異なり、弾劾対象をもっぱら裁判官に限定し、両議院の議員で構成される弾劾裁判所による弾劾制度が採用された。

アメリカの連邦裁判所裁判官は終身制であり、自らの意思によらずしてその地位を去ることを強制されない、という極めて強固な身分保障の下にある。しかしながら連邦裁判官が在任中一切の非行を行わないとは考えられない。したがって、連邦裁判官に与えられているそのような強力な身分保障と引き換えに、議会が裁判官を弾劾制度の対象として、必ずしも刑事罰を受けるに値するといえずとも、裁判官にあるまじき看過しがたい問題行動を起こした裁判官をその職から追放する制度を設けることは、よく理解できるところである⁷。

日本国憲法の下での弾劾制度を的確に理解するには、まず権力分立原理の観点から見ていく必要がある。そもそも日本国憲法は、国民が統治権の究極的な主体であることを大前提とした上で、76条1項は、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁

⁴ 邦訳は、野坂泰司訳「アメリカ合衆国憲法」初宿正典＝辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第5版〕』（三省堂、2020年）70頁以下、に従う。

⁵ この点については意見書の末尾に付した、田鎖麻衣子弁護士作成の資料1を参照されたい。

⁶ 片山良広「外国の裁判官罷免制度とその運用の実情—フランス、西ドイツ、ニューヨーク州」弾劾裁判所年報2号〔1984年〕40頁。

⁷ 但し、アメリカにおいて、裁判官に対する弾劾はほとんど機能せず、非行裁判官を追放するために別の様々な方法が採用され、活用されてきた。参照、大野哲明「ニュー・ヨーク州における裁判官罷免制度の概要」弾劾裁判所年報1号〔1983年〕51頁以下。

判所に属する」と規定する。日本国憲法において、本条は、41条「国会は、…国の唯一の立法機関である。」および65条「行政権は、内閣に属する。」とトライアングルを形成し、国家作用についてそれを、原則として、国会、内閣、裁判所の3つの統治部門に分担させる体制を採用している。

日本国憲法は、権力分立思想の父であるモンテスキューの構想に忠実に、複数の機関が、それぞれの機関に割り当てられた作用を独占することなく、またそれぞれの機関間の相互干渉を認めることによって、「抑制と均衡(checks and balances)」の制度化を実現した。そのための制度として、衆議院による内閣不信任による内閣の総辞職の要求および内閣による衆議院解散権(7条および69条)のほか、司法権に関係するものとして、内閣による最高裁判所裁判官の人事決定権(6条2項、79条)、内閣による下級裁判所裁判官の最高裁判所の作成した名簿に基づく任命権(80条1項)、国会に設置された弾劾裁判所による裁判官に対する弾劾裁判権(64条)等を規定した。憲法は、裁判所に違憲審査権を与えている(81条)。

このようにしてみると、違憲立法審査権を保持する裁判官は、最高裁判官について内閣の人事決定に委ね、下級裁判所裁判官については最高裁の作成する名簿に基づく任命権を与えることを通じて行政権の関与を認めるのに対して、その懲戒・罷免については、全く対照的に、行政権の関与を全く許さず、最高裁判所裁判官については国民審査を、そして最高裁判所裁判官を含めたすべての裁判官に対して、国会に設置された弾劾裁判所による弾劾裁判制度を設けている。こうして、罷免に対する行政権の関与を排除することを通じて裁判官の身分保障を強固なものとするとともに、司法権の独善化と硬直化を阻止するために、権力分立という自由主義的な見地から、裁判官人事に対する内閣の関与と国会の関与を場面ごとに組み合わせたところに成立した一つの精巧な制度設計だ、といえるであろう。

しかしながら、裁判官の弾劾制度を権力分立原理の観点からのみ理解するのは、十分ではない。弾劾裁判所が国会に設けられることになっており、それを両議院の議員によって構成されるものとされていることである。これは、日本の弾劾制度が、単に権力分立思想に基づく自由主義的原理に基づくのではなく、それと同時に、司法権に対する民主主義的コントロールとしての一面を有していることを意味している⁸。両議院は「全国民を代表する選挙された議員」(憲法43条)で組織されているのであって、そうであるからこそ、選挙をはじめとして、様々な日常的な政治活動を通じて、一般国民と日常的に接触し、彼らの意見や考え方や感情を代弁しうる資格を備えている。国会議員が弾劾裁判所裁判員となることは、国民の意思や考え方が反映される一面を持ち、この点において、憲法15条が理念として保障する国民の公務員の選定罷免権を一直接的ではなく、あくまでも間接的に⁹—具体化したものとして、位置づけられる¹⁰。さらに、裁判官からすれば、「罷免が官庁内部の手続によって外に知られることなく行われることを避け、公の手続によって国民の面前でこれを行うことを要求し、以て身分の保障を全からしめる」¹¹ものとして機能するべきことが期待される。

とはいえ、直ちに注意されなければならないことは、「弾劾は遺憾ながら主権者たる国民自身の行為ではない」¹²ことである。国民にできることは、訴追委員会に「罷免の訴追をすべきことを求める」(裁判官弾劾法15条1項)ことだけであり、訴追委員会に調査を義務づけることができるだけに過ぎない(参照、同法11条1項)。しかるに、国会という場合は、政党本位の選挙制度によって選出される議員によって構成されるのであるから、その性質上、そこでの議論のあり方

⁸ 柳瀬昇も、弾劾裁判制度の自由主義的側面を「権力抑制均衡手段説」と呼び、民主主義的コントロールの側面を「公務員選定罷免権説」と呼び、「これら二説は、相互に排斥するのではなく、両立するものであると解される」としている。柳瀬昇「裁判官弾劾制度をめぐる憲法上の論点」『弾劾裁判所報』2011年号4頁。

⁹ 参照、土屋孝次「裁判官弾劾制度に関する国会権限の現代的意義」『弾劾裁判所法』2000年号7頁。

¹⁰ 例えば、樋口陽一『憲法1』(青林書院、1998年)275頁、佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』(成文堂、2020年)501頁、辻村みよ子『憲法〔第7版〕』(日本評論社、2021年)392頁、参照。

¹¹ 法学協会『註解日本国憲法 下巻』(有斐閣、1954年)963頁。

¹² 柳瀬良幹「弾劾疑義」『自治研究』26巻1号〔1950年〕33頁。

は、政治的利害の対立によって左右されがちであり、それらの激しい対立の舞台となってしまう恐れがある、ということである。それだけでなく、まさに「国民の面前」でおこなわれるがために、「ポピュリズム的濫用の可能性」¹³を否定することはできず、弾劾裁判制度の存在そのものによって、「裁判官の身分保障が薄くなることも否定できない」¹⁴。また、国会の活動という面から見れば、弾劾裁判に議院全体が関与することとすると立法をはじめとする議会活動が阻害されることも懸念される。そこで裁判官弾劾法は、両議院とは独立した常設機関として弾劾裁判所を設置し、裁判による手続を要求し裁判員は、「独立してその職権を行う」(19条)と規定して、所属政党による指示・指令を受けて事案の判断を行うことがないように求めている。また同法によって設置された弾劾裁判所に裁判官を訴追する機関である「裁判官訴追委員会」を構成する「訴追委員」についても、「裁判員」と同様に「独立してその職権を行う。」と規定している。したがって、弾劾裁判制度が民主主義的コントロールの一面を持つといっても、弾劾裁判所も裁判官訴追委員会も国会に設置される機関ではあるが、国会とは全く独立して活動する裁判機関であって、弾劾裁判所の判決は終局的効果を持つのであり、それに対する国会での審議や承認は求められておらず、司法審査を及ぼすこともできない¹⁵。また、罷免判決を下すためには、裁判員の三分の二の賛成が必要である(裁判官弾劾法 31条2項)。こうして、「微妙なバランスのうえに成り立っている」¹⁶のが弾劾制度の著しい特色である、といえよう。

(3) 裁判官弾劾裁判制度と司法権の独立

弾劾裁判によって大統領が罷免される場合と異なり、裁判官が弾劾裁判の対象となる場合には、直ちに司法権の独立との関係が問題となる。日本国憲法においては、政治部門たる国会に弾劾裁判所が設置されるだけに、この問題はさらに重大な性質を帯びる。というのも、その運用次第では一定の党派政治的意図に基づいて、特定の思想信条を有する裁判官が追放されかねないからである。もし司法権が政治部門(立法権・行政権)に従属するようになり、それらの干渉のもとで政治的な恣意的な裁判が行われるようになれば、専制政治の支配する暗黒社会が到来してしまう。市民が自由を享受しうる社会の最も基本的な条件は、司法権が他の2権から独立性を確保し、そのような司法権による公正な裁判を受けることができることである。だからこそ、日本国憲法は、司法権の独立を実現するための諸規定をおいているのである。

司法権の独立には、(a)個々の裁判官の行使する職権の独立、(b)司法権の他の国家権力からの独立、という二つの要素がある。憲法 76条3項は、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定し、明文で裁判官の職権の独立を保障した。そしてその実効性を担保する目的で、裁判官の身分保障(78条、79条6項、80条2項)と司法権の独立(最高裁判所の規則制定権についての77条、懲戒処分を行政機関が行えないとする78条、下級裁判官の人事権に関する80条1項)の規定を設けている。

司法組織を運営する司法行政権について、憲法の明文規定はない。明治憲法の下では司法行政権は司法大臣に属しており、最高裁判所の前身的組織である大審院は司法行政権と無関係であった。これに対して日本国憲法の下では、76条以下の規定から司法行政権は最高裁判所に属している、と解されている。司法行政権の行使は、裁判官会議の議によって行われ、最高裁判所長官がこれを総括する(裁判所法 12条。なお高等裁判所や地方裁判所にも裁判官会議が設置され、それぞれの管轄に属する裁判官会議が置かれている。同法 20条、29条)。それを实际的に担う機関として事務総局がおかれている(13条)。

¹³ 渡辺康行「裁判官弾劾制度少考—岡口基一裁判官の訴追を契機として」『判例時報』2500号〔2022年〕137頁。

¹⁴ 法学協会・前掲注(11)1163頁。

¹⁵ 参照、佐藤幸治「憲法と裁判官弾劾制度」裁判官弾劾裁判所事務局＝裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度の50年』(2007年)48頁、土屋孝次『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開』(有信堂、2008年)188頁以下。

¹⁶ 樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法Ⅲ』〔樋口陽一執筆担当〕(青林書院、1998年)168頁。

司法権の独立がいかに重要な憲法原理であるとしても、それが司法権の独善を招来すれば、やはり市民の自由は損なわれてしまう。そこで憲法は、司法権の頂点に立つ最高裁判所裁判官の人事決定権を内閣に委ねるとともに、国民の公務員選定罷免権を具体化して、最高裁判所裁判官の適否について国民審査に付すことにした（79条2項）。これに対して、下級裁判所裁判官については、このような仕組みは設けられていない。

憲法は、裁判官の身分保障について格別の意を払い、憲法78条の弾劾裁判の規定と並び、裁判官に対する定期・相当額の報酬の保障ならびにその減額禁止の規定を定める79条6項および80条2項によって、一般の公務員とは比べものにならないほど強固な身分保障を定めている。もちろん、いくら裁判官に強固な身分保障が与えられるとはいっても、裁判官も人間である以上は、定年（憲法79条5項、80条1項但書、裁判所法50条）や任期満了（憲法80条）以外にも、裁判官に心身の故障が生じた場合や、国民の信頼を裏切るとような裁判官としてふさわしくない非行を行った場合には、自らの意思によらずに免官・罷免・懲戒処分の対象となることは、避けられない（憲法78条第2文は、懲戒処分についての規定である。）。そのようなケースとして、弾劾裁判以外にも、(a)心身の故障のため職務をとることができない場合の免官、(b)懲戒、がある。このうち本件との関係で問題となるのは、(b)に関する制度である。弾劾裁判制度を適切に運営するためには、現行の裁判官懲戒制度についての的確な理解をしておく必要がある。

そもそも、「裁判官の懲戒処分」とは、「裁判官としての身分関係を維持するために裁判官の非行に対して科される制裁」¹⁷を意味する。明治憲法の下でも、判事懲戒法に基づき行政機関による裁判官の懲戒処分は認められておらず大審院と各控訴院におかれる懲戒裁判所が懲戒処分を行っていたが、その趣旨を継承し、憲法78条は、任命権者たる内閣やその下部にある行政機関が裁判官の懲戒処分を行うことを禁じて司法権の独立を確かなものとしたのである。

本件との関係で重要なことは、一般の公務員についていえば、最も重い懲戒処分は免職処分であるのに対して、裁判官を任命するのは行政権のトップに立つ内閣（憲法80条）だが、憲法は、「裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」と規定し、そのような処分を下すことを任命権者の内閣に対してすら許さず、国会の設ける弾劾裁判に委ねていることである。したがって、弾劾裁判とは別に行政権が懲戒処分として罷免処分を行うことは許されない。行政権に裁判官に対する懲戒権や監督権は認められず、司法権自身の手によって行われる仕組みが採用されている¹⁸。

懲戒事由については、裁判所法49条が「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によつて懲戒される。」と規定している。これを受けて、裁判官分限法が、懲戒処分の内容と懲戒手続を定めている¹⁹。同法によれば、懲戒処分としては、戒告と1万円以下の過料の二つしかない（裁判官分限法2条）。そのうえ、憲法79条6項と80条2項が報酬の減額を禁止しているので、減俸処分も認められない²⁰。

¹⁷ 宮沢俊義〔芦部信喜補訂〕『コンメンタール日本国憲法』（日本評論社、1978年）629頁。

¹⁸ この点に関連して、弾劾と懲戒は法的性質が全く異なるという理由で、弾劾裁判所が懲戒処分を行うことができるような「罷免の裁判はそれ以下の懲戒処分をする権限をも所謂大は小を兼ねるの意味で包含するなどという勿論解釈は許されない」、との指摘されてきた（奥野健一「裁判官訴追委員会と弾劾裁判所」『ジュリスト』44号〔1953年〕26頁）。政府答弁書（内閣総理大臣麻生太郎答弁書〔138号〔2009年〕〕）も同様の見解に立っている。すなわち、「弾劾裁判所が裁判官に対して懲戒処分を行うものとするについては、憲法第64条第1項において、国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける旨が規定されていること、憲法第78条後段において、裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことができない旨が規定されていること等に照らし、慎重な検討を要するものと考えている。」とする。

¹⁹ 各高等裁判所が、「その管轄区域内の地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官に係る〔中略〕懲戒に関する事件」（裁判官分限法3条1項）について裁判を行い、最高裁判所は、「第一審且つ終審として、最高裁判所及び各高等裁判所の裁判官に係る分限事件」（3条2項1号）及び「終審として、高等裁判所が前項〔3条1項〕の裁判権に基いてした裁判に対する抗告事件」について裁判権を有する（同条同項2号）。

²⁰ 参照、樋口陽一ほか『注解法律学全集 憲法IV』（浦部法穂執筆担当）（青林書院、2004年）53頁。

なお、弾劾裁判と懲戒のための分限裁判は、それぞれ独立した相異なる判断主体によって罷免と懲戒が判定されるから、両者の手続は並行しうる。但し、「分限事件の裁判手続は、当該裁判官について刑事又は弾劾の裁判事件が係属する間は、これを中止することができる。」と定められている（同法 10 条）。

Ⅱ 日本の弾劾制度の特徴及び問題点と運用の基本指針

(1) 日本の弾劾制度の特徴

現行制度の運用の基本指針を考えるためには、その前提として、以上見てきた日本の弾劾制度の特徴と問題点を検討することが不可欠である。以下、四点を指摘したい。

第一に、憲法上、弾劾裁判の対象が裁判官に限定されていることである²¹。その背景には、以下の事情がある。まず、議院内閣制を採用する日本国憲法の下では、首相や大臣などの内閣構成員は国会に対して政治責任を負っており、弾劾裁判がなくとも、また法的責任の要件を充足するものでなくとも、恒常的に政治責任を追及される立場にある。内閣が国会とりわけ衆議院の信任を失い、辞職することはいつでも生じうる。次に、国会議員は定期的に選挙の洗礼を受ける。そして、国家公務員は、国家公務員法 82 条に基づいて、一般に懲戒免職処分を含め停職・減給・戒告等の手段による、人事権者による懲戒を受ける可能性がある。これに対して、下級裁判所裁判官についていえば、任命権は内閣にあるが、憲法 78 条で行政機関による懲戒処分は禁じられているから、内閣・行政機関はいかなる懲戒処分を行うこともできない。罷免処分については弾劾裁判所のみが行うことができるから²²、それより軽微な制裁的処分については、司法権自体が行うことを通じて、自浄作用を営むことになっている。具体的には、裁判官分限法による裁判形式による過料と戒告を行うことが可能である。さらに、裁判所長等は、職員等に対して、下級裁判所事務処理規則 21 条²³に基づいて注意処分をおこなうことができる仕組みを採っている。罷免判決は終局的な判断であって、それに対する司法審査は認められない。

第二に、弾劾裁判所が、両議院議員によって、またそのみによって構成されていることである。行政権が裁判官を罷免しうる制度にすると裁判官が行政機関の懲戒権を通じて支配され、司法権の独立が根底から覆される懸念が生じる。司法権が罷免権をにぎると、司法権からの異分子排除や司法権内の身内のかばい立てが懸念される。両議院の議員は、国民の意思を直接に反映する者たちであるのに対して、これを直接国民が行うとなると、弾劾事由に当てはまるか否か判断する際の法律学的素養に全く欠け、適切な判断を下すことが難しい。恐らくこのような理由によって憲法は、弾劾裁判所を国会に設置させ、両議院議員が裁判員となるように規定したものと考えられる²⁴。憲法は、弾劾裁判所裁判員に対して、「自らの政治的意見、自らが属する党派の利益を厳しい自己抑制によって超越し、能う限り不偏不党の立場で裁判に関与することを期待」している²⁵。

第三に、ここで大きな問題となるのは、裁判官弾劾法における弾劾事由と裁判官分限法における懲戒事由の差異の小ささである。この点については、明治憲法における裁判官の身分保障制度を見ておく必要がある。明治憲法 58 条は、裁判官資格法定主義を定めた上で（同条 1 項）、「刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ処分」以外の免職を禁じ（同条 2 項）、「懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」

²¹ 現行法上の弾劾制度として、裁判官弾劾制度の他に、人事官弾劾の訴追に関する法律に基づく人事官弾劾制度が存在している。国家公務員法 9 条は、「人事官の弾劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。」と規定している。なお参照、佐藤・前掲(3)382 頁。

²² なお、通説は、国会（或いは国会によって設けられた機関）による懲戒処分は、弾劾裁判以外に憲法が国会に対して懲戒処分を認める明文の規定が存在しない以上は認められない、としている。

²³ 同規則 21 条は、「高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長は、所属の裁判所の監督に服する裁判所職員に対し、事務の取扱及び行状について注意を与えることができる。」とする。

²⁴ 参照、永田一元「裁判官弾劾法第 2 条についての一考察」『弾劾裁判所年報』1 号 31 頁。

²⁵ 永田・前掲注(24)31 頁。

(同条 3 項)、と規定していた。本項を受けて、判事懲戒法が制定された。判事の懲戒については、各控訴院と大審院に置かれる懲戒裁判所の裁判で行われるものとしており、行政機関が懲戒することは許されていなかった²⁶。そして、同法 1 条は、懲戒事由を「一 職務上ノ義務ニ違反シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ 二 官職上の威厳又ハ信用ヲ失フヘキ所為アリタルトキ」としており、懲戒方法としては、免職・譴責・減俸・転所・停職が用意されていた(同法 2 条 1~4 号)。戦後制定された裁判所法 49 条は、「裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたとき」と定めて、戦前の規定を基本的に継承している。これに対して、裁判官弾劾法 2 条は、裁判官のより程度の高い問題行動にターゲットを限定するために、それぞれの要件に「著しく」「甚だしく」の語句を付加して、「弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。」とした。したがって、弾劾事由と懲戒事由の間には、「両者を対比すると、質的差異は存せず、単に程度の差に過ぎ」ず²⁷、「懲戒事由の重い場合に弾劾によって、罷免されることになる」²⁸。このように構築された現行システムについては、「判事懲戒法(及び文官懲戒令)、裁判官弾劾法、裁判所法が定める懲戒事由又は弾劾事由の規定の表現が重なり合うものであり、かつ、弾劾による制裁が罷免に限定されたことに鑑みると、法制史的には、判事懲戒法の定めていた懲罰のうち、『免職』のみを切り離してこれを憲法上の制度に高め—しかも、同僚裁判ではなく、特別裁判所たる弾劾裁判所の管轄事項とする—残余の懲罰については、裁判所法、裁判官分限法で定め、かつ、懲罰の種類も簡素化した」²⁹のものであるとするのが、素直な説明の仕方であろう。

第四に、現行の弾劾システムを通覧すれば、弾劾裁判所の性質については、鈴木忠一(元司法研修所長)が指摘したように、「憲法以下の法律は弾劾裁判所を国会議員の中から選挙した者を以て構成させてあるにもかかわらず、なほこれを『法律上の争訟』(裁判所法 3 条 1 項参照)を裁判する裁判所として観念してゐる」のであり、「弾劾裁判所はその職能から見て実質的には憲法の予定する争訟を裁判する司法裁判所の範疇に入るものと解し得る」³⁰のである。だからこそ、弾劾裁判では、刑事手続規定の準用がなされるのである(裁判官弾劾法 30 条)。

(2)日本の弾劾制度の問題点

上記の内容からなる現行の弾劾システムと懲戒システムから、以下の二つの問題点が浮上してくる。

第一の問題点は、そもそも、現行システムで規定されているような、単に懲戒事由より比較的に重大な問題行動を行った裁判官を罷免することが憲法が本来求めていた弾劾裁判像であったのか、という点である。この点を鋭く意識した上村千一郎は、「現行憲法の定める裁判官弾劾制度は、国民主権、国民の公務員選定罷免権、司法権の優位、裁判官の身分保障、更には三権分立制の下での国会の最高機関性など、憲法上の重要な諸原則との関連でその位置づけを与えられるものであって、それは最早、明治憲法の下で、裁判所の内部規律を維持するために、天皇の権限を代行する懲戒裁判所が、同僚裁判として行うものとされていた裁判官の免職の制度とは、全

²⁶ 芹沢齊ほか編『新基本法コンメンタール・憲法』[笹田栄司執筆担当](日本評論社、2011 年) 412 頁。

²⁷ 斎藤秀夫『国会と司法権の独立』(岩波書店、1951 年) 236 頁。

²⁸ 最高裁判所事務総局編『裁判所法逐条解説(中)』(法曹会、1969 年) 132 頁。

²⁹ 上村・前掲注(3)61 頁。

³⁰ 鈴木忠一「裁判官弾劾法の諸問題(上)―比較法上、解釈上、立法上の―」『法曹時報』33 卷 7 号[1981 年] 24-25 頁。鈴木は、憲法 64 条、78 条後段及び国会法 125 条~129 条、裁判所弾劾法の諸規定、裁判所法 3 条 1・2 項を引き合いに出す。ただし、鈴木は、弾劾と懲戒の違いを強調するのであるが、その理由の一つとして、「懲戒が極めて軽微であることの考慮から、裁判所側による訴追請求が多すぎることになる傾向を内蔵し、結局裁判官の独立にマイナスを来たしはしないかを恐れる」からであるという(同論文 58-59 頁)。これまで最高裁判所による裁判官に対する弾劾訴追請求は極めて謙抑的に行われているので、このような懸念は現実化していない。

く理念及び思想的基盤を異にし、従ってその性質を異にする」はずだ、と指摘する。もし弾劾裁判についてのこのような指摘が正鵠を得ているとしたら、国民の代表者によって構成される弾劾裁判所がその存否を検証すべき弾劾事由は、真に国民の信託を裏切ったと断言できるような「権力の濫用、公職の尊厳ひいては憲法自体の尊厳の毀損」³¹に限定されるべきであったといえよう。ところが、憲法は、弾劾事由に関するいかなる規定もおいておらず、この点について立法府の裁量的判断に委ねられてしまっている³²。このような弾劾裁判像に立脚するのであれば、ドイツの裁判官に対する現行の弾劾制度が参考になる。ドイツ基本法 98 条 2 項は、裁判官に対する弾劾が許されるのは、裁判官が憲法の定める基本的な秩序に挑戦する場合、すなわち「職務の内外において、基本法の諸原則またはラントの憲法的秩序に違反したとき」に限定している³³。「弾劾による罷免事由は憲法秩序にかかわる重大な事柄に限られる」べきであって³⁴、裁判官が憲法 99 条の定める憲法尊重擁護義務に違背し、日本国憲法の秩序に真っ向から反する言動を取り、日本国憲法の尊厳を毀損する行為に及んだ場合が考えられよう。このような限定的な場合にのみ裁判官の罷免をすることができるのでなければ、違憲の疑いが濃いといわなくてはならない。

第二の問題点は、第一の問題点で指摘したように弾劾事由と懲戒事由との間に何らの質的な差異が存在しないところで、現行の裁判所法が「懲罰の種類」をまさに「簡素化」してしまったがために、弾劾と懲戒の制裁の効果において、いわば天と地ともいえる違いが生み出されてしまったことである。すなわち、裁判官が弾劾による罷免となれば、「もとより刑罰ではないけれども、裁判官にとって精神的、社会的、経済的に、刑罰にも比すべき重大な制約」³⁵がもたらされることになる。具体的には、罷免された裁判官は、単に問題行動を起こした不適格な裁判官が裁判官としての地位から排除されるだけではなく、極めて厳しい制裁が下されることになる。すなわち、5 年を経過して後資格回復裁判がなされない限り、裁判官（裁判所法 46 条 2 号）、検察官（検察庁法 20 条 2 号）、弁護士（弁護士法 7 条 2 号）、公証人（公証人法 14 条 3 号）、調停委員³⁶、司法委員³⁷、参与員³⁸になることができなくなるほか、退職金の不支給があり得（国家公務員退職手当法 12 条 1 項 1 号³⁹）となり、年金の支給も制約される（国家公務員共済組合法 97 条 1 項、同法施行令 11 条の 10）。これに対して、懲戒の場合には、停職や減給などの方法を選択することができず、ただ 1 万円以下の過料と戒告の二つがあるのみである。

こうして、弾劾と懲戒の違いについての抽象性の高い理念論⁴⁰を展開するのであれば別論であるが、現行法システムの規定のあり方とその機能・運用を直視する限り、両者を広い意味での懲戒としてカテゴライズする見解—「弾劾懲戒同質説」⁴¹—が本制度の把握の仕方として適切なの

³¹ 上村・前掲注(3)85 頁。永田・前掲(24)32 頁は、「『弾劾』は、歴史的には、国民の信頼を裏切った公務員の非をあばき、これを取り調べ、かつ、当該公務員の身分上の任免機関とは別の、直接に国民又は国民の意思を代表する機関（通常、立法機関）によって、不信任の意思を表明すること」だと指摘する。たしかに、弾劾はこのような究極の二択的な性質を有しているために、例えば罷免猶予などの、中間的な措置の制度を設けることも考えにくい。

³² この点、佐藤幸治は、「弾劾による罷免事由は本来憲法に定めてしかるべきもの」だ、と指摘している。参照、佐藤・前掲注(15)56 頁。

³³ 初宿正典訳「ドイツ連邦共和国基本法」初宿＝辻村・前掲注(4)185 頁。上村・注(3)24 頁は、アメリカ合衆国における弾劾は、「被弾劾者に刑罰を科すことを目的とするものではなく、国家の権威、尊厳、安全を危うくするような行為を犯した官吏を、国民の利益のために、かつ、その名において、当該官職から追放することを目的とするものである」、と指摘する。

³⁴ 佐藤・前掲注(15)56 頁。

³⁵ 上村・前掲注(3)85 頁。

³⁶ 民事調停委員及び家事調停委員規則（1974 年最高裁判所規則 5 号）2 条 3 号

³⁷ 司法委員規則（1958 年最高裁判所規則 29 号）2 条 3 号

³⁸ 参与員規則（1957 年最高裁判所規則 13 号）2 条 3 号

³⁹ 同法は、「当該退職に係る退職手当管理機関は」「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」について、「当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」、としている。

⁴⁰ 例えば参照、上村・前掲注(3)63 頁、永田・前掲注(24)32 頁以下、佐々木高雄『裁判官弾劾制度論』（日本評論社、1988 年）149-150 頁、鈴木・前掲注(30)58 頁、柳瀬・前掲注(8)4 頁以下。

⁴¹ 参照、柳瀬・前掲注(8)11 頁。

ではなかろうか⁴²。このような見地は、「懲戒は国家機関として勤務関係にあるものに対しては、国家は当然にこれを為し得る」という具体例として、「一般職公務員について存する免職という懲戒手段に該当するものとしては公の弾劾による罷免がある。（中略）従って国会の弾劾裁判所による罷免は、その性質は懲戒免職であり、裁判という手続を経てなされる行政処分である」、とする実質的なアプローチである⁴³。この点から注目し得るのは、裁判官訴追委員会への訴追請求義務者として、最高裁判所（裁判官弾劾法 1948 年改正で最高裁判所長官が義務者として登場し、1981 年改正で最高裁判所長官から最高裁判所に変更された。）が規定されていることである（裁判官弾劾法 15 条 3 項）。このことは、最高裁が、問題行動を起こした裁判官に対する処分として、過料や戒告では足りないかと判断した場合、もっぱら懲戒の観点から厳重な処分を求めて裁判官訴追委員会に請求する仕組みであることをはっきりと示しており⁴⁴、実際にもそのように運用されている⁴⁵。

これに加えて、裁判官弾劾法 41 条は「我が国独特」⁴⁶の免官留保の規定を置き、「罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願い出た場合でも、弾劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免することができない。」と規定していることが

⁴² 参照、日野田浩行「裁判官弾劾」長谷部他編『憲法判例百選Ⅱ〔第 7 版〕』（有斐閣、2019 年）391 頁。

⁴³ 桜田誉「公務員の責任」『田中二郎先生古稀記念・公法の理論（上）』（有斐閣、1976 年）550 頁。桜田は別の論文（「裁判官等弾劾罷免の法的性格」『民事研修』268 号（1979 年）17-18 頁で、「弾劾裁判による罷免は、その性質上これを行政処分と解さなければならない。しかも、国家組織における勤務関係においてなされ、かつそれが罷免の性質をもった処分は法上、懲戒の観念に該当するものである。ただしわが国の法制度では、裁判官については、その責任の追及に当たり、司法部内に対しては罷免以外の狭義の懲戒権限が留保され（裁判所法第 49 条、裁判官分限法参照）、広義かつ本来の懲戒権の一部としての罷免権については司法部内にも認められず、任命権者である内閣にも懲戒権を認めず、訴追権と共に罷免権を国会の権限として、司法系統に属する裁判官が、その作用系統を異にする国家機関に（この場合は国会であるが）罷免権を行使させ、かつ訴追による裁判という手続を経てこれを行わせるという形態を指して、特に弾劾という表現を用いているのである」、と明快に説明する。これに対して、室井力は、「弾劾による処分は、刑事処分ではないし、かといって純粋な行政処分でもない。民主的な国会による『懲戒』処分の性質を持つ」、とする。執筆当時懲戒裁判所事務局長であった金村博晴は、必ずしもわかりやすいとはいえない論旨の展開の中で、「現憲法下において期待される公務員秩序は、国民の信任に応えられるような秩序であって、『弾劾と懲戒』の『両者は基本的に同じ目的を持っており、本質的には同一のものである』、という（金村博晴「弾劾と懲戒」『弾劾裁判所年報』3 号〔1986 年〕33 頁。

さらに、弾劾裁判所事務局訟務課「裁判所弾劾法についての学識経験者の意見」『弾劾裁判所年報』3 号〔1986 年〕88 頁。1997 年のある座談会で、勝見嘉美元名古屋高裁長官は、「弾劾と懲戒」「下級裁判所事務処理規則上の注意」は、「事実上の運用としては、どうも一つの線上にあるような気がいたします」とし、鳥生忠佑弁護士は、「個々の裁判官が不適格であるから、それを裁判所から排除すること、個人に対する問題ですけれども、そのことによって得られる役割は、やはり広く司法に関する国民の信頼を維持し、回復していこうということにあると考えれば、これは懲戒的側面を持つとみるのが、実質的でいいのではないか」「実質的に見れば、懲戒処分の中から罷免だけを弾劾制度に移したものと見ることもできるでしょう」と指摘した。参照、「＜座談会＞裁判官弾劾制度の 50 年」『ジュリスト』1123 号〔1997 年〕82, 83, 86 頁。

こうして、実質的観点からみれば、宮田豊がいうように、「裁判官に対する懲戒には、裁判所法および裁判官分限法による懲戒（以下、狭義の懲戒という）と裁判官弾劾法による罷免とがある」、と整理する方が運用の実態に即している。宮田豊「裁判官弾劾」芦部信喜他編『憲法判例百選〔第 2 版〕』（1988 年）369 頁。

⁴⁴ 佐々木高雄は、弾劾裁判の対象者であるはずの最高裁判所長官が訴追請求義務者として登場した時点で既に、「国民の公務員罷免権に基づく制度が、一機関内の治安維持の観点から、懲戒手続的色彩を強められ」た、と指摘する。佐々木高雄「弾劾裁判所判決と弾劾裁判制度の本質」『ジュリスト』757 号〔1982 年〕82 頁。さらに参照、佐々木・前掲注(40)187 頁以下。

⁴⁵ この点に関連して、柳瀬昇「裁判官弾劾制度の意義・概要・課題—令和 3 年（訴）第 1 号罷免訴追事件に関連して」『判例時報』2500 号〔2022 年〕128 頁は、「弾劾と懲戒とは本質的に同一であると解するならば、懲戒を受けた事実について重ねて弾劾罷免事由として訴追することは認められない」と指摘するが、両者が機能的に同質化していることと、弾劾事由と懲戒事由が異なっているなかで、別の判断主体がそれぞれの事由に該当するか否かについて、同一の事実が取り上げることとは必ずしも矛盾しないのではなかろうか。

⁴⁶ 上村・前掲注(3)254 頁。

重要である。単に問題行動を起こした裁判官によって裁判が行われることを阻止するためであれば、このような規定を設ける必要は全くなく、「弾劾懲戒異質説」⁴⁷からは説明しがたい。しかも、最高裁は、「弾劾による罷免の事由があると思料するときは」訴追請求義務を負っている（裁判官弾劾法 15 条 3 項）ので、実際には、訴追委員会による訴追前でも最高裁が弾劾事由に該当すると考えた時点で、所属先裁判所は退官願の受理を留保してしまう⁴⁸。したがって、裁判官に対する弾劾裁判は、実際の制度において、「単に辞めさせることだけを考えるのではなく、懲らしめる効果」をもたらす、懲戒目的に奉仕する制度であること⁴⁹を直視しなければならない⁵⁰。

以上の考察からいいうことは、憲法の下で関係立法によって生み出された弾劾裁判は、もっぱら実質的に観察する限り、司法裁判所の性質を有する弾劾裁判所が行う、「法律上の争訟」たる最も重大な懲戒処分の可否をめぐる裁判にほかならない、といえる。

(3) 弾劾制度運用の基本方針のあり方

裁判官分限法に基づく過料や戒告では、問題行動を起こした裁判官を裁判所から放逐することができない。そこで、弾劾制度の適切な運用を考えるためには、憲法が下級裁判所裁判官について「任期を十年とし、再任されることができる。」（80 条 1 項）とする裁判官再任制度をも視野に収める必要がある。

本条に関する最高裁の公式見解は、裁判官は任命の日から 10 年を経過すれば当然に退官するのであり、再任とは新任とは法的性質は全く異ならない、とする自由裁量説である。このような理解の下に発生したのが、世間で大きな注目を集めた宮本判事補再任拒否事件（1971 年）であった。本事件は、再任希望者の再任拒否理由に関するアカウンタビリティーの完全な欠如という重大な問題を露呈させた。これに対して、法 78 条に規定されているような身分保障の例外に該当しない限り、10 年の任期経過後も裁判官の身分は継続する、とする身分継続説が対峙した。このような状況の中で通説は、自由裁量説は、職業裁判官型システムの下では、最高裁の自由な判断による実質的な解職処分を可能とするものであって、明治憲法下と比べても裁判官の身分保障を著しく弱めてしまうことになるため妥当ではない、と批判し、身分継続説については、「再任されることができる」という文言との距離が余りにも大きい、と批判することを通じて、学説の大方の支持を集めてきた。

この問題について司法制度改革のメスが入り、司法制度改革審議会意見書（2001 年）は、「最高裁判所による指名過程は必ずしも透明ではなく、そこに国民の意思は及べないこととなっている。こうした現状を見直し、国民の裁判官に対する信頼感を高める観点から、最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。」と提言した。その結果、下級裁判所裁判官指名諮問委員会が設置され（下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則 1 条 11 名の委員からなる）、新任と並んで再任についても最高裁にアカウンタビリティーを求める仕組みが整備された。また委員会の下部組織と

⁴⁷ 柳瀬・前掲注(8)19 頁。この点、上村・前掲注(3)255 頁は、「弾劾懲戒異質説」の立場から免官留保制度の正当化を試み、「国民の『罷免権』の行使を完遂させるという目的に奉仕するという面をもつ」という。しかしながら、裁判官の座から追い払うだけでは満足し得ない、というのは、本来的な「『罷免権』の行使」としては、過剰であるといわざるを得ない。

⁴⁸ 柳瀬・前掲注(8)16 頁。

⁴⁹ 近藤昭三の見解である。参照、弾劾裁判所事務局訟務課・前掲注(43)89 頁。

⁵⁰ この点、現行の免官留保制度の正当化論として、「罷免事由の存否を国民の前に明白にすることがその被訴追者にとつても裁判所全体にとつても適当であるとするのみならず訴追についての調査の状況次第ではたやすく退官し得ない建前にしておくことが裁判官の責任感を強うするものであり、延いて国民に裁判の公正を納得させ、国民の法に対する権威をつなぐ所以でもある。」とする見解がある（野間繁「裁判官弾劾法上の諸問題」『法学新報』59 巻 12 号〔1952 年〕104 頁）。問題裁判官のその地位からの放逐自体ではなく「裁判官の責任感」を引き合いに出している点に、弾劾と懲戒の差異の相対性を感じさせる。

して、全国 8 カ所の高等裁判所所在地ごとに、指名候補者に関する情報収集を行い、委員会に報告する地域委員会が設置された（同規則 12 条）。最高裁は、(1)委員会が指名することは適当である旨の意見を述べた指名候補者を指名しなかったとき、(2)委員会が指名することは適当ではない旨の意見を述べた指名候補者を指名したときには、その決定の理由を委員会に通知しなければならない（同規則 4 条）。現在では、実質的には身分継続説にかなり近い運用がなされている。当局者（最高裁判所事務総局総務局長）の説明によれば、2003 年から 2016 年までの 13 年間に約 2600 名の再任希望者のうち 49 名が再任されなかった⁵¹。また 2017 年 12 月に開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、154 名の希望者中 153 名が再任されている⁵²。

このようにみえてくると、現行法システムの下では、一方で、懲戒の次元で、問題行動を起こしたと判断される裁判官に対しては、少なくとも職業として裁判官生活を継続していくこと自体については障害とならない戒告・過料か、それとも罷免（＝法曹資格の剥奪という重大な結果をもたらす実質的な懲戒免職処分）か、という軽重の両極端の懲戒手段しか用意されていない。他方で、問題行動を起こした裁判官の放逐に関しては、司法制度改革以後の再任制度の適正な運用の下で、裁判官としての適格性に欠ける者を裁判官としての職から追放することのできるシステムが存在し、適切な運用がなされてきている。「〔下級裁判所裁判官の（筆者注）〕不再任と〔最高裁判所裁判官の（同）〕国民審査による罷免は、（中略）裁判官メリットセレクションの一環として、きわめて不適格な裁判官を例外的に排除する機能を持ち、弾劾罷免もその点で共通する」、ということが出来る⁵³。このように現行システムの整備・運用がなされている状況の下で、本件に関して弾劾裁判所があえて罷免判決に乗り出そうとする場合には、それが対象裁判官にもたらす重大な不利益な効果を十分認識した上で、憲法 13 条⁵⁴に基礎を置く比例原則⁵⁵の観点から、実質的な懲戒免職処分として過剰な不利益を課す判決となってしまうかを自らに厳しく問いかけるべきである。最近の児童買春・ストーカー行為・盗撮の罷免事案においてはすべて最高裁の訴追請求が行われた⁵⁶のに対して、本件では、実質的に「部内の事情に精通している懲戒権者」⁵⁷たる最高裁判所が弾劾裁判所に訴追請求をしていないことにも注目しなければならない⁵⁸。

以上の点に加えて、罷免判決は、裁判官としてだけではなく、法曹資格の剥奪という重大な帰結をもたらし、将来弁護士としての職業生活を行うことを著しく困難にし、日々の生活そのものを経済的な苦境に陥れる事態を招くものであるから、現行の弁護士懲戒制度の下で、除名処分を受けるべき事例と同質の問題行動を起こしたと判断される者に限定して罷免判決を下すのでなければ、到底バランスの取れた判断とはいえない⁵⁹。そのような運用を行わなければ、「検察

51

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/000419020160316004.htm
[2021 年 12 月 9 日最終確認]

52 http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/806067.pdf [2021 年 12 月 9 日最終確認]

53 飯考行「裁判官制度における訴追と弾劾の位置づけ—メリットシステムの視点から」『弾劾裁判所報』2009 年号 40 頁。

54 参照、高木光「比例原則の実定化—『警察法』と憲法の関係についての覚書」『芦部信喜古稀・現代立憲主義の展開（下）』（有斐閣、1993 年）228 頁。

55 参照、須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社、2010 年）219 頁以下。この他教科書的叙述として参照、塩野宏『行政法 I 〔第 5 版〕行政法総論』（有斐閣、2012 年）84 頁以下、宇賀克也『行政法概説 I 行政法総論〔第 7 版〕』（有斐閣、2021 年）62 頁以下。

56 参照、西川伸一「岡口裁判官弾劾裁判 慎重な判断切に願う」『週刊金曜日』1343 号〔2021 年〕32 頁。

57 中村博「懲戒処分と比例原則」『比較法制研究』12 号〔1989 年〕33 頁。

58 本意見書の拠って立つ弾劾と懲戒の機能的同質化論からすれば、柳瀬・前掲注(45)「本来は、憲法に基づく国民の公務員制定罷免権の具体化である以上、訴追請求が最高裁判所によって行われなかったということは、何ら問題視すべきことではない」という指摘は妥当ではない、と考える。

59 この点、柳瀬・前掲注(8)19 頁は、「社会・経済的不利益が、被訴者に対する罷免の是非をめぐる裁判官弾劾裁判所の判断に過度に影響することは避けられるべきである」という。確かに、「弾劾懲戒異質説」から演繹される理念論からいえば当然の帰結といえるであろうが、本意見書は罷免された裁判官がその結果としていかなる「社会的・経済的不利益」を受けるかを考慮することなしには、裁判官弾劾法の健全な運用を行うことはできない、と考える。

庁法及び弁護士法に一律に任用又は加入の欠格事由として『罷免の裁判を受けた者』を規定することは、憲法第22条の職業選択の自由の規定に触れる虞がある」〔飯田忠雄・元公明党弾劾裁判所裁判員〕⁶⁰とすらいわなくてはならない。実際、罷免判決を受けた裁判官はこれまで7件しか存在せず、これらの裁判官の行った行為は、政治的謀略を行った例（1977年3月23日判決）や、児童売春（2011年11月28日判決）・ストーカー行為（2008年12月24日）・盗撮（2013年4月10日）など、いずれも極めて悪質性の高い犯罪行為に当たるなど社会的に重大なケースに限定されてきた。

弁護士の懲戒事由としては、弁護士法違反、会則違反、所属弁護士会の秩序・信用の侵害、品位を失うべき非行という4つの類型がある（弁護士法56条1項）⁶¹が、このうち本件では、除名処分に値するような品位を失うべき非行があったと認定しうるかどうかについて、慎重に検討されなければならない。この点、品位を失うべき非行を懲戒事由とする実際の除名事例においては、横領、公文書偽造、非弁提携行為など刑事罰が科される事例がほとんどであることが留意されるべきである⁶²。

このように見てくれば、罷免事由の該当性を判断するに当たっては、過去の弾劾判決が正しく指摘するように、「当該行為と裁判官という特殊な地位との関連性、当該行為を行うに至った経緯や当該行為が社会に及ぼす影響、裁判所又は裁判官制度の理念とその現状、国民の価値観や意識の動向等諸般の要素を総合考慮」⁶³することは当然であるが、さらにその要素の一つとして、罷免判決が対象裁判官にもたらす極めて重大な負のインパクトの大きさも十分考慮しなければならないというべきである。

Ⅲ 本件の弾劾事由への当てはめ

（1）裁判官の表現の自由に対する制約

これまでの考察を踏まえて、以下では、本件事例が、裁判官弾劾裁判法2条の定める弾劾事由「一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するか否か、を検討する。本件では、ツイッターによる表現行為が問題となっているので、果たして訴追対象行為が「職務」「外」における「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するかを検討する。

およそ日本の市民は誰でも基本的な人権の享有者であって、民主主義社会にとっての土台をなす人権価値序列においても最も尊重されるべき人権の一つである表現の自由を有する。まことに、「現役裁判官が、ツイッターにせよ何にせよ、SNSその他の表現手段によってその思うところを表現することは、憲法の保障する表現の自由によって保護されるべきであることは、いうまでもない」（2018年10月17日最高裁大法廷岡口懲戒決定における山本庸幸・林景一・宮崎裕子の補足意見）ところである。日本は、戦争遂行のために表現の自由を厳しく抑圧した過去を有するから、公権力が表現行為に規制を行おうとする場合には、特に慎重に議論を進める必要がある。

それでは、裁判官と一般市民が全く同一の表現の自由を享受するのかといえ、憲法学界の一角ににそのような見解が存在するが、そのような考え方は妥当ではない⁶⁴。現代司法は機械的な

⁶⁰ 飯田忠雄「弾劾裁判と弾劾法改正調査の思い出」裁判官弾劾裁判所事務局＝裁判官訴追委員会事務局編・前掲注(32)186頁。

⁶¹ 高中正彦『弁護士法概説【第2版】』（三省堂、2003年）255頁以下。

⁶² この点については、意見書の末尾に付した、田鎖麻衣子弁護士作成の資料2を参照されたい。

⁶³ 2013年4月10日弾劾裁判判決（官報2013年4月12日8頁）。

⁶⁴ 参照、山元一「公務員の政治的表現の自由」LS憲法研究会編『プロセス演習憲法【第4版】』（信山社、2012年）563頁。

法解釈や法適用を行うだけでは済まされないものであって、法の素人である一般市民は、その目に映ずる裁判官の中立性や公正性から感じ取られる担当裁判官の人格に対する信頼感に依拠して、自らの命運や大きな利害に関わる法的決定を受け入れざるを得ない。そうだとすれば、裁判官には、一般の市民とは異なり、裁判に対する信頼を維持するために勤務時間外も含めた「フルタイム」の中立性と公正性が求められるというべきである⁶⁵。したがって、問題は、表現の自由の制約をめぐる議論のあり方にある。裁判官の表現行為に関して、何をもって、「威信を著しく失うべき非行があつたとき」に当てはまる行為かというかは極めて不明確で漠然としており、ともすれば、その認定が主観的な感覚に基づく判断に流れやすい。一般論として、「裁判官に対する不利益処遇の判断には、裁判内容や裁判官の思想を含む裁判所内外の政治的考慮の入る余地が大きく、司法の政治化を防ぐために、裁判官に対する規律は可能な限り慎重になされること」が求められる⁶⁶。特に、不明確で漠然な観念について主観的価値判断に基づいて裁判官の表現行為を制限すれば、裁判官が自らの表現行為を行う際に、まかり間違えば弾劾裁判所による罷免判決を受ける可能性があることを恐れて萎縮効果を引き起こし、自らの表現行為を過度に抑制するようになる恐れがある。しかも、弾劾裁判所における対審と裁判宣告が公開で行われるため、その効果は「絶大」である⁶⁷。日本社会における法的紛争発生状況とその解決を目的として職業生活を営んでいる裁判官が発する貴重な表現が抑止される結果となれば、社会公共にとっての大きな損失となり得ることは、贅言を必要としない。また、裁判官からしてみれば、時の権力に都合の悪い判決を下した裁判官に対して、政治的な意図に基づいて、その裁判官が行った表現行為を咎め立てて弾劾裁判が行われるかもしれない、という不安感に苛まれかねない。日本の裁判官はあまねく違憲審査権を有しており、時の政治的多数派の成立させた立法の違憲性を指摘しうる地位にあるだけに、この問題は極めて重大である。裁判官が萎縮してしまえば、活性化した憲法裁判の発展を期待することができない。

2018年の飼犬の返還請求に関する裁判に関するツイートをした岡口裁判官に対する最高裁の懲戒決定（最大決 2018 年 10 月 17 日民集 72 巻 5 号 890 頁）⁶⁸は、裁判官の表現行為に萎縮効果をもたらさないようにするために、どのような場合に裁判所法 49 条にいう懲戒事由である「品位を辱める行状」に該当するかについて、裁判官に対して明確な行動指針を提供することができるように、具体的な基準を指し示さなければならないはずであったのに、全くそのようなことをしていない。本決定は、あたかも「品位」を備えた者であれば誰でも、裁判官の表現行為の可否の線引きについては直感的に了解することのできる事柄であるかのように考えてしまっているが、このような考え方には極めて問題がある。

(2) 本件の表現行為についての検討

それでは、裁判官の表現の自由に対する制約の具体的基準について、どのように考えたらよいのであろうか。裁判官の表現行為に関して、①政治的意見表明、②社会生活一般に関わる意見の表明や情報提供、③裁判制度やその運営、個々具体的な裁判に関する情報提供や意見表明、④一般市民から見ても明らかに品位を欠いた種々様々な言動、等に分類する類型的考察をする必要がある。このうち、特に、②～④は、恐らく裁判所法における「品位を辱める行状」観念によって規制される可能性が高いであろう。また、そのような行為のうちで悪質性が極めて程度の高いものが、裁判官弾劾法上の「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するものとされることとなる。

⁶⁵ 木谷明「『裁判官の品位』とは何か―岡口裁判官処分問題に寄せて―」『判例時報』2392 号〔2019 年〕102 頁以下。

⁶⁶ 飯・前掲注(53)41 頁。

⁶⁷ 渡辺・前掲注(13)137 頁。

⁶⁸ 本件についての筆者の評釈として、山元一「〈憲法 2〉裁判官のツイッターへの投稿と表現の自由」『平成 30 年度重要判例解説』10 頁以下、があり、本意見書で叙述の一部を利用している。

本件では、岡口裁判官の行った SNS への投稿ほか 13 件の表現行為が問題とされている。このうち、まず、本件の訴追事由⁶⁹の一つとなっている犬の返還請求裁判についてのツイートは、③の一般市民の裁判への信頼と密接に関わり合うデリケートゾーンに属するものであり、最も慎重で周回の議論が要求される領域に属する。すでに多くの論者が指摘しているように、最高裁の懲戒決定のように、当該ツイートを飼い主が「裁判を受ける権利を保障された私人である上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示す」、ととらえたり、本件訴追事由のように、「裁判を受ける権利を保障された私人である訴訟当事者による民事訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示す」とともに、当該訴訟当事者の社会的評価を不当におとしめたものである」と解釈するには、非常に無理がある。本件ツイートは、法律専門職に属する岡口裁判官が、法律関係者そして一般市民に当該裁判についての情報を提供し、ハード・ケースについて市民各人にその判決内容の自らの吟味を求めたものであり、司法に対する市民への啓蒙的機能を営んだものにほかならない。そうだとすれば、当該ツイートは、上記の評価とは正反対に、裁判官の「職責」の一部（社会的期待に応える権利かつ義務という側面）にまさに適合するものと考えられる⁷⁰。当該裁判の当事者が訴追事由のように感じ取った可能性があるからといって、それを盾にとり、発言の客観的意味を見失ってはならない⁷¹。確かに裁判官は、何らの論証も裏付けもないままに、一般市民が日本の裁判制度や個々の裁判制度について不信を招きかねないような、日本の司法制度の尊厳を毀損したり（例「日本の司法制度は完全に腐敗している！」）、個々の裁判を攻撃する言動を行ってはならない（例「あの判決は支離滅裂だ！」）⁷²。しかし、最高裁・寺西裁判官懲戒決定（最大決 1998 年 12 月 1 日民集 52 巻 9 号 1761 頁）

⁶⁹ 本件の訴追事由は、「罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これを行うことができない。」と規定する裁判官弾劾法 12 条に反する可能性がある、と指摘されている。参照、木村草太「岡口裁判官への弾劾訴追は妥当か」『世界』2021 年 12 月号 235 頁。

⁷⁰ 大林啓吾は、憲法において「裁判官と国民の信頼の関係」を「説明しうる法原理が、公法上の信託関係」である、とする。本意見書の考える「職責」は、まさにここにいう「公法上の信託関係」から派生する職業的義務であって、法律専門職たる裁判官が市民が裁判に関して理解を深めることができるように、有意義な知識を提供することは法律専門職を担う者の一義務的ではないが一社会的任務の一つをなしており、裁判官はそうすることを通じて両者の信頼の絆をより強いものとすることができる。参照、大林啓吾・2018 年最高裁判官基一裁判官懲戒決定批評『判例評論』731 号〔2020 年〕172 頁以下。

⁷¹ この点、多くの論者は、本意見書と立場をともにする。これに対して、木谷・前掲注(65)103 頁は、問題となったツイートについて、「ツイートの文面だけを読む読者（これは相当数いるはずである）は、これを『岡口裁判官自身の意見』と受け取った上で、『裁判官は、そういう一方的なものの見方をするのか』と感じてしまうであろう。」とする（同旨、門口正人「最高裁平 30・10・7 分限裁判決定について」判例時報 2392 号〔2019 年〕98 頁、同懲戒決定小川亮判例批評『自治研究』96 巻 5 号〔2020 年〕144-145 頁）。しかしながら、「裁判の結果は……」という部分が、一方側の主張からの視点を一挙に転換させ、その結果、それまでの主張がひとまず一方側の主張にすぎないことをむしろ印象づけ、そうであるからこそ、判決内容にアクセスするように読者に誘っている、と読むのがごく自然な読み方であろう。最高裁・岡口懲戒決定は、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば」（同決定）木谷のよう読めると考えているようであるが、まさに、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準とすれば」、岡口裁判官の意図通りに、読まれるであろう。参照、岡口基一『最高裁に告ぐ』（岩波書店、2019 年）81 頁以下。百歩譲って、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方とを基準」として、このツイートの文面について本決定のような読み方が成り立つとしても、表現の自由の保護の法理は、表現者にとって不利な読み方に基いて不利益を課すことを禁じている、と考えられる。1996 年 2 月 13 日のドイツ連邦憲法裁判所はまさにこのような考え方に立って、「複数の解釈が可能な表現にあっては、支持可能な理由のある解釈をあらかじめ排除することなしに、敗訴に導く意味に解釈を決定してはならない」としている。参照、川又伸彦「公権力による表現解釈と表現の自由——いわゆる『9 条俳句訴訟』と『岡口判事事件』を巡って」『社会科学論集』162 号〔2020 年〕2 頁以下、柳眞弘（根森健「追補」）「ピラによる批判的発言の使用差止めを命じる判決に対する憲法異議—DGHS（ドイツ人間死協会）事件—」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅲ』（信山社、2008 年）137 頁以下、毛利透「表現活動を理由とする裁判官への懲戒・弾劾の問題性」『判例時報』2500 号〔2022 年〕135 頁。

⁷² cf. Venice Commission, *Report on the freedom of expression of judges*, 2015 [https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD\(2015\)018-e](https://www.venice.coe.int/webforms/documents/default.aspx?pdffile=CDL-AD(2015)018-e)〔最終確認 2021 年 12 月 8 日〕

の論理⁷³に基づけば、裁判官が自らの学識に照らして、個別の判決内容を学術的観点から批判することは、やはりまさしく「職責」に適合する行為だ、という。岡口裁判官が最近出版した自身に対する懲戒決定と司法権のあり方をめぐる2冊の書籍⁷⁴がいずれもこのよう「職責」に適合したものであることは、いうを俟たない。

次に、もう一つの訴追事由の対象とされた刑事事件の被害者遺族に関する Facebook 上の発言の核心部分は、「その遺族の方々は、東京高裁を非難するのではなく、そのアップのリンクを貼った俺を非難するようにと、東京高裁事務局及び毎日新聞に洗脳されてしまい、いまだに、それを続けられています。東京高裁を非難することは一切せず、『リンクを貼って拡散したこと』を理由として、裁判官訴追委員会に俺の訴追の申立てをされたりしているというわけです。」、である。確かに、上記の④に関連して、ツイッター上で、例えば他者を「ブタ野郎、死ね」などと公然と侮辱するような著しく粗野で乱暴な言動を取る者は、人格的に信頼することができず、国民の裁判への信頼を深く傷つけることになると思われる。この点、岡口裁判官が、被害者遺族が自らの理性的判断を失い東京高裁のいいなりになったと受けとめ、彼らが「洗脳されてしま」ったと投稿したことについては、被害者遺族からすれば、かかる発言によって人格が侮辱されたと感じたとしても、必ずしも不思議ではない⁷⁵。ただし、この表現行為の批判対象は被害者遺族ではなく、当時ツイートによる発言をめぐり嚴重注意処分を下し、被害者遺族が訴追請求を行うに至った一連の経過の中で岡口裁判官と鋭い対立緊張関係が生じていた東京高裁であったのであり、「当事者としての投稿」⁷⁶として行われた。このような文脈でなされた岡口裁判官の投稿に被害者遺族を侮辱する意図がなかったことにも、留意しなければならない。かかる発言行為が懲戒事由である「品位を辱める行状」に該当する可能性が全くない、とまではいえないとしても、そうだからといって、想定される悪質性の大きく異なる弾劾事由たる「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき」に該当するとは考えられない。この発言をとらえて、法曹資格の剥奪をもたらす罷免判決を下すことは、裁判官の表現の自由を尊重しその制約について慎重に考えるべきだという基本的な方針のあり方に合致せず、また、「行為との関係であまりにも均衡を失して」おり⁷⁷、行った表現行為と受ける不利益処分との間のバランスのとれた判断とは到底いいがたい。

この点、本意見書の立場とは異なるが、もし懲戒の目的は組織内部の秩序維持にあるから、弾劾と懲戒とは本質を全くことにする（弾劾懲戒異質説）、と考えるのであれば、弾劾は組織内部の秩序維持とは全く別の視点から裁判官の行状を否定的に評価することのできるものでなければならないはずである。そうだとすれば、現行の裁判官弾劾法における弾劾事由を極めて限定的に解釈して、上述したように裁判官が憲法 99 条の定める憲法尊重擁護義務に違背し、日本国憲

⁷³ 同決定は、「裁判官が職名を明らかにして論文、講義等において特定の立法の動きに反対である旨を述べることも、その発表の場所、方法等に照らし、それが特定の政治運動を支援するものではなく、一人の法律実務家ないし学識経験者としての個人的意見の表明にすぎないと認められる限りにおいては、同号〔裁判所法 52 条 1 号における「積極的に政治運動をすること」（筆者注）〕により禁止されるものではないということができる。」とする。

⁷⁴ 参照、岡口基一『裁判官は劣化しているのか』（羽鳥書店、2019 年）、岡口・前掲(71)。

⁷⁵ この点は木村・前掲注(69)も、「『洗脳』という言葉は、（中略）被害者遺族が判断能力を一切欠いた人物であるとの事実を前提としているように読めなくもない」と指摘する。「洗脳」という言葉は、例えば、狂信的な宗教団体が勧誘者を非人間的な状況下で自分たちの思想を注入して、無批判に盲従する人間にしてしまう現象を説明するような場合でなければ、特定の人の心理状態に関する描写として現職裁判官が多くの人々に達しうるメッセージの中で用いるべき語句ではないといえるかもしれない。但し、一般論としては、「『洗脳されている』という表現には、当該人物が洗脳されている被害者であるというニュアンスや洗脳した者に対する非難のニュアンスが強い」（市川正人「裁判官の表現の自由」『判例時報』2500 号 132 頁）のであって、また、岡口裁判官の使用した文脈に照らしていえば、「真に悪いのは『洗脳』している側であり、遺族にはだまされていると気づいてほしいという」（毛利・前掲注(71)135 頁）ことにも留意しなければならない。

⁷⁶ 奥忠憲「フェイスブック上の投稿を理由とした裁判官戒告決定」『新・判例解説 Watch』28 号〔2021 年〕29 頁。

⁷⁷ 渡辺(13)136 頁。

法の秩序に真っ向から反する言動を行い、日本国憲法の尊厳を毀損する行為に及んだ場合であれば、罷免判決を下すことも許容されよう⁷⁸。この点、岡口裁判官の言動は、同裁判官なりの日本国憲法の秩序に対するリスペクトに基づくものであるとはいえても、それに反するものであるとは全くいえない。

このことに関連して最後に強調しておきたいことは、日本の違憲審査制の将来についてである。確かに、ツイッター上で自撮りの「白ブリーフ」姿を披露することに躊躇を覚えない岡口裁判官は、現在の日本社会の〈平均人〉の感性の持ち主ではないことを率直に認めなくてはならない。このようなことをする裁判官に、模範的な裁判官のイメージを裏切られたと感じて、あるいは眉をひそめる国民が多いのかも知れない。しかしながら、日本国憲法の秩序の重要な要素の一つは、法の支配を貫徹させるための違憲審査権であることが、ここで改めて想起されなければならない⁷⁹。この制度のポイントは、社会の中で発せられる声がたとえ少数者の消え入りそうな声であっても、理が通っていれば、敢然としてその考え方の側に立ち、国民のうちにある数の力を覆すことを、制度的に担保するところにある⁸⁰。この意味で、裁判官はこのような声を聞くことのできる能力を持った、まさにこの意味での人格的な存在でなければならない。裁判官は、そのような存在でなければ、この権限を適切に行使することはできないのである。裁判官がこの職責を真に果たすためには、様々な個性をもった裁判官たちが裁判所に集い、その個性を殺すことなく一体となって司法権を担うことがどうしても必要である。日本国憲法は、このように司法権に大きな役割を与えることを通じて、自由で平等で、一人一人の人間が尊重される日本社会の発展に寄与することを、弾劾裁判所裁判員を含めたすべての公権力の担い手に対して求めている。

結論

本意見書は、これまでの考察を通じて、岡口基一裁判官に対してなされた罷免訴追に対して、弾劾裁判所法 2 条 2 号所定の弾劾事由である「裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき」に該当しない、と考える。よって、弾劾裁判所は岡口基一裁判官に対して不罷免の判決を下すべきだ、と結論する。

⁷⁸ この点に関連して、裁判所法 46 条は裁判官任命欠格事由に関して、(a)法律上一般に官吏に任命されることのできない者(国家公務員法 38 条 1～5 号)、(b)禁錮以上の刑に処せられた者、(c)弾劾裁判所の罷免の裁判をうけた者、の 3 つを規定している。このうち、「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」(国家公務員法 38 条 5 号)の認定について恣意的に行われる可能性があり、司法権の独立を保障するために弾劾裁判を必要とするといわなければならない。参照、兼子一＝竹下守夫『裁判法〔第 4 版〕』(有斐閣、1999 年) 262 頁。

⁷⁹ 伊藤正己「『法の支配』と日本国憲法」清宮四郎＝佐藤功編『憲法講座 1 総論・天皇・戦争の放棄』(有斐閣、1963 年) 138 頁は、「最高法規である憲法を実質的に保障しようとし、それを通常裁判所の機能にゆだねる制度は、『法の支配』の最も徹底した表現形態である」、という。

⁸⁰ 『司法制度改革審議会意見書』[2001 年]は、「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、すべての国民を平等・対等の地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正かつ透明な法的ルール・原理に基づいて判断を示すという司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つながるものである」、という。

**【資料 1】 アメリカ合衆国 連邦議会下院により弾劾訴追を受けた
連邦裁判官一覧
(2022 年 1 月現在)**

(田鎖麻衣子弁護士作成資料)

出典：A～E の事項については、ウェブサイト”History, Art & Archives”（米連邦議会下院の the Office of the Historian 及び the Clerk of the House's Office of Art and Archives の共同プロジェクト）に掲載された”List of Individuals Impeached by the House of Representatives” (<https://history.house.gov/Institution/Impeachment/Impeachment-List/>) に基づいている。

また、F については、①連邦組織である Federal Justice Center のホームページの”Biographical Directory of Article III Federal Judges, 1789-present”に掲載された各裁判官の”Professional Career”の欄に罷免後の職業の記載がある場合はそれにより、②罷免後の職業の記載がない場合は”Bibliography”の欄に掲載されている文献の情報により、③Bibliography も掲載されていない No.15 (G. Thomas Porteous, Jr.) については報道に基づいている。

No.	A. 氏名	B. 地位	C. 訴追事由	D. 上院の 審理	E. 判決	F. 罷免後
1	ジョン・ピカ リング John Pickering	ニューハン プシャー州 地区連邦地 方裁判所裁 判官	酒に酔った状 態での審理、 及び、財産上 の請求の不法 な処理	1803 年 3 月 3 日 ～ 1804 年 3 月 12 日	有罪； 罷免	(1804 年 4 月 11 日 死亡 (Federal Judicial Center https://www.fjc.gov/history/judge/s/pickering-john , 2022 年 1 月 9 日 閲覧))
2	サミュエル・ チェイス Samuel Chase	連邦最高裁 判所陪席裁 判官	事実審理にお ける恣意的か つ圧制的な行 動	1804 年 12 月 7 日 ～ 1805 年 3 月 1 日	無罪	—
3	ジェイムズ・ H・ペック James H. Peck	テネシー州 西部地区連 邦地方裁判 所裁判官	裁判所侮辱に 関する権限の 濫用	1830 年 4 月 26 日～ 1831 年 1 月 31 日	無罪	—
4	ウエスト・H・ ハンフリーズ West H. Humphreys	テネシー州 西部地区連 邦地方裁判 所裁判官	法廷を開くこ とを拒否し、 アメリカ合衆 国政府に対す る戦争に従事	1862 年 1 月 9 日 ～ 1862 年 6 月 26 日	有罪； 罷免かつ 連邦公職 資格剥奪	アメリカ連合国 (南部連合) テネ シー州地区裁判 所裁判官 (1861 ～1865)、テネシ ー州 弁 護 士 (1866～1882)

						(Federal Judicial Center https://www.fjc.gov/history/judges/humphreys-west-hughes , 2022 年 1 月 9 日 閲覧)
5	マーク・H・デ ラヘイ Mark H. Delahay	カンザス州 地区連邦地 方裁判所裁 判官	酒に酔った状 態での審理	開 催 さ れ ず	審 理 前 に 辞 職	—
6	チャールズ・ スウェイン Charles Swayne	フロリダ州 北部地区連 邦地方裁判 所裁判官	裁判所侮辱に 関する権限の 濫用、及びそ の他の裁判官 職の悪用	1904 年 12 月 14 日 ～ 1905 年 2 月 27 日	無罪	—
7	ロバート・W・ アーチボルド Robert W. Archbald	合衆国州際 通商裁判所 陪席裁判官	訴訟当事者と の不適切な取 引	1912 年 7 月 13 日～ 1913 年 1 月 13 日	有罪； 罷免かつ 連邦公職 資格剥奪	ペンシルヴェニ ア州弁護士 (McGinnis, Patrick J. "A Case of Judicial Misconduct: The Impeachment and Trial of Robert W. Archbald." Pennsylvania Magazine of History and Biography 101 (1977), at 520.)
8	ジョージ・W・ イングリッシ ュ George W. English	イリノイ州 東部地区連 邦地方裁判 所裁判官	職権濫用	1926 年 4 月 23 日～ 12 月 13 日	1926 年 11 月 4 日 辞職、同 年 12 月 13 日手続 打切り	—
9	ハロルド・ラ ウダーバック Harold Louderback	カリフォル ニア州北部 地区連邦地 方裁判所裁 判官	破産事件の財 産保全管理人 の選任におけ る‘えこひい き’	1933 年 5 月 15 日～ 24 日	無罪	—
10	ホールステッ ド・L・リッ ター	フロリダ州 南部地区連	破産事件の財 産保全管理人 の選任におけ	1936 年 3 月 10 日～	有罪； 罷免	フロリダ州弁護 士

	Halsted L. Ritter	邦地方裁判所裁判官	る‘えこひいき’、及び、現職裁判官でありつつ弁護士業を行う	4月17日		(Longley, Maximilian. "What Measure Ye Mete: The Life and Times of Judge Halstad Ritter", (iUniverse, 2003), at 96.)
11	リー・E・クレイボーン Harry E. Claiborne	ネバダ州地区連邦地方裁判所裁判官	所得税の脱税、及び、刑事事件での有罪後も裁判官職に留まる	1986年10月7日～9日	有罪； 罷免	ネバダ州弁護士 (Bushnell, Eleanore. "Judge Harry E. Claiborne and the Federal Impeachment Process." Nevada Historical Society Quarterly 32 (Winter 1989), at 255. See also: State Bar of Nevada v. Claiborne, 756 P.2d 464(1988))
12	アルシー・L・ヘイスティングズ Alcee L. Hastings	フロリダ州南部地区連邦地方裁判所裁判官	偽証、及び、賄賂の要求を共謀	1989年10月18日～20日	有罪； 罷免	連邦下院議員 (1993～2021) (Federal Judicial Center https://www.fjc.gov/history/judges/hastings-alcee-lamar , 2022年1月8日閲覧)
13	ウォルター・L・ニクソン Walter L. Nixon	ミシシッピ州南部地区連邦地方裁判所裁判官	連邦の大陪審に対する偽証	1989年11月1日～3日	有罪； 罷免	ミシシッピ州弁護士 (1993～1998)、ルイジアナ州弁護士 (1998-) (Federal Judicial Center https://www.fjc.gov/node/1385771 , 2022年1月8日閲覧)

14	サミュエル・ B・ケント Samuel B. Kent	テキサス州 南部地区連 邦地方裁判 所裁判官	性的暴行、及 び、正式手続 の妨害、及び、 虚偽でありか つ誤解を生む 供述を行う	2009 年 6 月 24 日～ 7 月 22 日	2009 年 6 月 30 日、 審理終了 前 に 辞 職； 下院決議 661 に よ り手続終 了	—
15	G・トーマス・ ポーティア ス・ジュニア G. Thomas Porteous, Jr.	ルイジアナ 州東部地区 連邦地方裁 判所裁判官	収賄、及び、偽 証の制裁のも と虚偽の供述 を行う	2010 年 12 月 7 日～ 8 日	有罪； 罷免かつ 連邦公職 資格剥奪	法曹資格を返上 ("Impeached Federal Judge Has Law License Revoked", Court House News Service, January 17, 2011. https://www.courthousenews.com/impeached-federal-judge-has-law-license-revoked/ , 2022 年 1 月 8 月閲覧)

【資料 2】弁護士に対して除名の懲戒処分がなされた事例（2010 年～2019 年）

（田鎖麻衣子弁護士作成資料）

以下は、2010（平成 22）年から 2019（平成 31／令和元）年までの 10 年間に、日本弁護士連合会発行「自由と正義」に掲載された懲戒処分の公告のうち、処分の内容が除名であったもの（法人に対する処分を除く）につき、その掲載順に、処分の理由の要旨、及び、処分をなした弁護士会（所属会）を列挙したものである。各処分は、審査請求がなされ変更された可能性もあるが、原処分のみを掲載している。また、固有名詞については仮名処理をした。

No.	掲載号 (年/月)	処分の理由の要旨	所属会
1	2010/1	(1) 被懲戒者は、2007 年 7 月 4 日、弁護士会から業務停止 10 月の懲戒処分を受け、同日、懲戒処分は効力を生じた。しかし、被懲戒者は、業務停止中であるにもかかわらず、同月 20 日ころ、A から損害賠償請求事件を含む 3 件の事件を受任し、合計 500 万円の着手金を受領した。 (2) 被懲戒者は、刑事事件の容疑を受けて捜索を受けている懲戒請求者 B から刑事事件を受任し、国会議員秘書及び事務所、検察、警察等に挨拶代等として支払うとの名目で金員を要求し、B から、2006 年 10 月 13 日に 200 万円、同月 16 日に自己の報酬を含む 2000 万円を受領した。また、被懲戒者は、B に対し、本件刑事事件について十分な弁護活動をするために是非必要であるとの名目で 1400 万円の借入れを申し込み、B から、同月 25 日、1400 万円を借り受けた。 (3) 被懲戒者は、不動産の所有者 C から正式な委任を受けていないにもかかわらず、C の代理人として行動し、2006 年 11 月 24 日、懲戒請求者株式会社 D に対し、口頭で売買契約が成立したとして、手付金として 500 万円を要求し、D 社から登記手続費用 130 万円を差し引いた 370 万円を受領した。 (4) 被懲戒者の上記(1)の行為は業務停止中の事件の受任であり、上記(2)の行為は全く正当な理由もなく正当な業務を行わないのに大金の支払いを受け、1400 万円もの大金を借り受けて弁護士職務基本規程第 25 条に違反しており、上記(3)の行為は依頼者から正式な委任を受けていないのに、正式に受任しているかのように装い、金銭を取得しており、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。 被懲戒者は、2 度にわたり業務停止の懲戒処分を受けており、さらなる業務停止処分をしても非行行為を防止する効果を全く期待できないものと判断し、弁護士に対する社会的信用を維持するため、除名することとした。	東京
2	11/2	(1) 被懲戒者は、A から損害賠償請求事件を受任したが、2005 年 9 月 26 日、預かった和解金 3412 万 800 円を横領した。	大阪

		(2) 被懲戒者は、B から損害賠償請求事件を受任したが、2008 年 6 月 30 日、預かった和解金 3500 万円のうち、3250 万円を横領した。 (3) 被懲戒者は、C から財産保管等を受任したが、預り金 2360 万 1856 円のうち、2008 年 10 月 24 日に 50 万円、同月 28 日に 2300 万円を横領した。 (4) 被懲戒者は、国税等の滞納処分の執行を免れるとともに、所得税を免れるため、2006 年 3 月 28 日頃から同年 9 月 25 日頃までの間、不動産転売による手数料 7 億 455 万 7469 円を自己が管理する有限会社名義の預金口座に入金する等により、財産を隠蔽するとともに、同年分の所得の大部分を隠匿し、所得税 2 億 5496 万 1300 円を免れた。 (5) 被懲戒者は、2008 年 3 月 7 日、他人名義の一般旅券発給申請書 1 通を偽造し、パスポートセンター申請窓口に提出して行使し、他人名義の旅券の交付を受けることにより、不正の行為によって旅券の交付を受けた。 (6) 被懲戒者は、2008 年 11 月 11 日、国際空港で入国審査官に提示することにより、他人名義の旅券を行使した。 (7) 被懲戒者は、同日、真正な旅券に入国審査官から出国の確認を受けないで、フィリピン共和国に渡航した。 (8) 被懲戒者は、懲戒請求者から遺産分割事件を受任し、懲戒請求者が取得した預金等の解約手続を行い、2007 年 12 月までに 7200 万 1500 円を預かったが、速やかに弁護士費用等を清算して懲戒請求者に預り金を返還することを怠り、2008 年 4 月までに上記金員のうち 5942 万 1386 円を横領した。被懲戒者は、懲戒請求者の督促により弁護士費用を除く金員につき分割弁済の合意をし、期日に遅れながら合計 4100 万円を支払ったものの、残金 2740 万 1500 円を支払っていない。 (9) 被懲戒者は、上記渡航後、受任中の事件について依頼者に連絡をとることもなく、事件を放置している。 (10) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
3	2011/7	(1) 被懲戒者は、受任した損害賠償請求被告事件について、依頼者である懲戒請求者から、2010 年 7 月 28 日に預かった和解金 100 万円を、自己の債務の返済に充てた。 (2) 被懲戒者は、受任した刑事被告事件について、A が立て替えた保釈保証金 130 万円が、2010 年 7 月 27 日、被懲戒者に還付されたにもかかわらず、これを A に返還せず、自己の債務の返済に充てた。 (3) 被懲戒者は、受任した離婚調停事件について、2010 年 6 月 18 日の第 1 回期日終了後、依頼者に対し、和解のために必要である旨の虚偽の事実を申し向け、その旨誤信した依頼者から 250 万円を受領し、自己の債務の返済に充てた。 (4) 被懲戒者は、2010 年 4 月分から同年 12 月分まで 9 か月間、会費及び特別会費を滞納した。	和歌山

		(5) 被懲戒者は、紛議調停委員会から、2010年8月24日及び同年9月2日に調停期日の指定を受けたが、いずれの期日にも出頭せず、不出頭の理由について合理的な説明をしなかった。 (6) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。上記(1)から(3)までの各行為については、被害者に対して一切の返金ができおらず、返金の目処もないこと等を考慮し除名を選択する。	
4	2011/9	(1) 被懲戒者は、Aが、その所有する土地上に建物を所有して居住していたBを退去させることを目的として、同地をC株式会社及び懲戒請求者Dへ仮装譲渡したことに関与し、Bに対する建物収去土地明渡請求訴訟を提起させた。また、被懲戒者は、Aから懲戒請求者Dへの仮装譲渡に関与する中で、土地譲渡代金800万円が低額譲渡にあたることを説明しなかった。 その後、被懲戒者は、懲戒請求者Dらから、A及び懲戒請求者Dらが支払った合計822万円余の返還を求められ、2006年12月27日、懲戒請求者Dらとの間で437万円を分割払で返済する旨合意したが、2008年5月23日までに325万円を支払っただけで以後一切の支払をしなかった。 (2) ア 被懲戒者は、懲戒請求者Eらから、2003年2月ころ、相続財産確定訴訟事件を受任して、同月26日、着手金等460万円の支払を受け、2004年3月ころには、遺言無効確認訴訟事件を受任して、同月4日、着手金等560万円の支払を受けたが、これら2つの事件について、2007年5月7日付け書面により委任契約を解除されるまで3年以上もの間、訴訟を提起することなく放置した。 また、被懲戒者は、懲戒請求者Eらとの間で、2007年6月18日、上記着手金等を含む合計1375万円について、分割払で返済する旨合意したが、このうち500万円を支払ったのみで、残金875万円の支払をしなかった。 イ 被懲戒者は、2005年6月ころ、懲戒請求者F株式会社から同社の発行済株式34万株について株券発行の事務処理手続を受任したが、行った主な行為は、5種類の株券合計849枚の印刷を発注したことと、株券を約50名の株主に郵送したことにすぎなかったにもかかわらず、同月15日、手数料等として合計462万円もの過大な支払を受けた。 (3) 被懲戒者は、2009年11月分から2010年5月分までの所属弁護士会の会費及び特別会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費を滞納した。 (4) 被懲戒者の上記各行為は、弁護士職務本規程第14条、第24条、第35条等に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。 被懲戒者は、以前にも過大な報酬を受領して2008年1月10日に業務停止1月、2010年3月2日に業務停止4月の懲戒処分をそれぞれ受けていることに鑑みると、上記(1)及び(2)の行	愛知県

		為が前記懲戒処分を受ける以前のものであることを考慮しても、その責任は重大であり、除名を選択する。	
5	2011/10	(1) 被懲戒者は、依頼者である懲戒請求者 A から、仮処分の保証金として 1000 万円を預かったが、2006 年 12 月 8 日に 15 万円を供託した残金 985 万円を返還せず、2009 年 9 月 4 日に本訴で敗訴した後、1000 万円全額について何度も返還の約束をしたり、紛議調停手続で和解が成立したにもかかわらず、2010 年 11 月 19 日まで返還しなかった。 (2) 被懲戒者は、2002 年 12 月 25 日頃、依頼者である懲戒請求者 B に代わって借地権の売買代金を受領したものの、自己の報酬を差し引いた残金 4900 万円を B に速やかに返還せず、一部返還後の残金のうち 3000 万円について、2004 年 3 月 1 日、B との間で準消費貸借契約を締結した。さらに、被懲戒者は、2007 年から 2008 年にかけて、B から新たに合計 1100 万円を借り入れ、B からの借入金合計 4100 万円のうち 50 万円を返済したのみで、残り 4050 万円について返済しなかった。 (3) 被懲戒者の上記各行為は、弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	東京
6	2012/2	(1) 被懲戒者は、2005 年 11 月 21 日、懲戒請求者の子の不在者財産管理人に選任され、不在者財産管理人の預金口座を 2 口開設したが、各口座から、2006 年 1 月 20 日から同年 12 月 26 日までの間に、合計 1967 万 3939 円の払戻しを受けて費消した。 (2) 被懲戒者は上記不在者財産管理人として、上記口座とは別の預金口座を開設し、2010 年 2 月 17 日に 637 万 5804 円を同口座に預金した。しかし、被懲戒者は、合理的な理由がないにもかかわらず、同口座から、同月 19 日に 568 万 5000 円、同年 3 月 11 日に 25 万円、合計 593 万 5000 円の払戻しを受けた。 (3) 被懲戒者は、懲戒請求者に対し、上記不在者財産管理人の業務に関し、自己の不正行為の発覚を防ぐ目的で、偽造した通帳の写しを交付するなどして虚偽の報告を行った。 (4) 被懲戒者は、上記不在者財産管理人として、家庭裁判所に対し、偽造した通帳の写しを添付するなどして虚偽の報告を行った。 (5) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者の上記各行為は、弁護士会に対する信用を大きく失墜させるものであって、その結果は極めて深刻かつ重大であり、被懲戒者が過去に業務停止 2 月の懲戒処分を受けていることも考慮し、除名を選択する。	広島
7	2013/6	(1) 被懲戒者は、2008 年 12 月 3 日、懲戒請求者 A から任意整理事件を受任し、2009 年 5 月 27 日までに債権者 4 社から過払金合計 1497 万 3796 円を受領したが、同年 6 月 25 日頃から 2010 年 4 月 24 日頃までの間に、借金返済等の自己の用途に費消した。 (2) 被懲戒者は、2010 年 7 月 22 日、被相続人 B の受遺者兼遺言執行者である C 及び D から遺言執行事務等の委任を受け、同	岩手

		年 11 月 2 日までに B 名義の預金を解約する等して合計 1 億 1371 万 2944 円を預かったが、C 及び D のために支払及び一部返金を行った額を差し引いた残額 4473 万 4694 円を、同月 5 日から 2012 年 7 月 25 日までの間に、事務所内装工事費、事務所経費、借金返済等の自己の用途に費消した。 (3) 被懲戒者は、2010 年 10 月 6 日、懲戒請求者 E 及び同人が代表取締役を務める会社の破産申立事件を受任し、懲戒請求者 E から破産申立予納金、配当金等として、同年 11 月 29 日までに合計 1722 万 456 円を預かったが、事件処理等のために支出した額を差し引いた残額 606 万 1544 円を、同月 5 日頃から 2012 年 7 月 25 日までの間に、事務所内装工事費、事務所経費、借金返済等の自己の用途に費消した。 (4) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者の上記各行為による被害額の合計は 6577 万 34 円と高額である上、被懲戒者は各依頼者に対する弁償を全く行っておらず、今後弁償がなされるめども立っていないこと等を考慮し、除名を選択する。	
8	2013/9	(1) 被懲戒者は、2011 年 3 月 17 日、A から 2000 万円を保管してほしい旨の依頼を受け、債務整理名目でこれを受領したが、同年 7 月頃から、自己の事務所経費及び債務の返済資金として恒常的に流用し、2012 年 1 月頃までに上記預り金を費消した。 (2) 被懲戒者は、2011 年 5 月 11 日、B 株式会社の債務整理事件を受任し、同年 6 月 27 日から 2012 年 11 月 15 日までの間に、B 社から合計 6409 万 2769 円を預かったが、内 919 万 5489 円を自己の事務所経費及び債務の返済資金として流用し、費消した。 (3) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。損害が甚大であること、被害弁償や示談成立の見込みがないこと、被懲戒者は過去 3 年間に 3 回の懲戒処分を受けており上記各行為がその手続中に行われていたこと等を考慮し、除名を選択する。	兵庫県
9	2014/5	(1) 被懲戒者は、2010 年 8 月 6 日に死亡した A の遺言執行者に就任したが、相続財産の目録を作成せず、包括受遺者 B 及び A の相続人らに対して相続財産の目録の交付及び報告をせず、B からの遺言執行者として遂行した業務についての照会に対して報告しなかった。 (2) 被懲戒者は、2010 年 10 月 25 日から 2011 年 1 月 18 日までの間に、A 名義の複数の預貯金を解約して合計 1192 万 4066 円の払戻しを受け、B の承諾を受けて、被懲戒者名義の預り金口座に上記払戻金を入金し、預かり保管した。しかし、被懲戒者は、B に無断で 1174 万 1871 円を払い戻し、他の業務等のために費消した。 (3) 被懲戒者の上記(1)の行為は民法第 1011 条に違反し、上記各行為はいずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者が短期間に連続し	長野

		て4回の懲戒処分を受けていること等を考慮し、除名を選択する。	
10	2014/5	被懲戒者は、2011年頃、懲戒請求者から破産申立事件を受任したが、何らの手続を執ることなく、2013年7月26日まで放置した。 被懲戒者は、同年5月16日、懲戒請求者から受任事件の進捗状況を聞かれ、懲戒請求者に対し、破産手続開始決定済みである旨の虚偽の報告を行った。また、被懲戒者は、同月24日付け破産手続開始及び破産手続廃止の決定書並びに同年6月28日付け免責許可決定書をそれぞれ偽造し、同年7月16日及び19日に、懲戒請求者に対し、これらの写しを交付した。 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者は、2013年7月29日頃から行方不明となり、上記行為に関する懲戒手続において答弁及び弁明を行わないことなどを考慮し、除名を選択する。	広島
11	2014/5	(1) 被懲戒者は、2008年10月28日、懲戒請求者Aを貸主、依頼者Bを借主、Cを連帯保証人とする3000万円の金銭消費貸借契約を締結するに当たり、BによるCの資産状況に関する説明に不審に思うべき点があり、調査をすれば容易にCに資力がないことを知り得たにもかかわらず、事件記録、預貯金通帳及び不動産登記事項証明書の確認等事実の確認及び調査をすることなく、Cが資産家で116億円以上の財産を有しているが夫との間の離婚訴訟に係属し全財産が仮差押えを受けていること、当該訴訟の第一審及び第二審においてCが勝訴し、その上告事件が同年11月15日頃に棄却又は却下になる見込みであること、上告事件が棄却又は却下された後3週間以内に仮差押えに係る預貯金等を現金化し返済に充てること等を記載した別紙をBらによる説明のまま作成し、かつ、当該別紙を添付した上で、記載内容に間違いがないことを保証する文言を自ら記載した契約書に、立会人として記名押印し、上記別紙の記載内容が事実であると誤信した懲戒請求者Aに上記3000万円の貸付けをさせた。 (2) 被懲戒者は、懲戒請求者Aから上記(1)の貸付金3000万円及び懲戒請求者Aが2008年12月8日にBに貸し付けた6000万円が返済されないことについて抗議を受け、これらの貸付金について自ら支払う旨約したが、約束をしては破ることを繰り返し、その支払をしなかった。 (3) 被懲戒者は、2009年3月24日付けで作成した懲戒請求者Aに対する誓約書において、上記(1)の別紙の記載内容について、実際には訴訟係属の事実がないにもかかわらず、上記(1)の離婚訴訟の第一審が「名古屋地方裁判所の支部である(支部名は明らかにできない。)」ほか記載事項に間違いのないことを保証する。」旨記載した。 (4) 被懲戒者は、2011年5月、依頼者有限会社Dが懲戒請求者株式会社Eに対し、10億円を貸し付けるに当たり、当該貸付けがBらからの提案であること、その原資がCから出ているとされ	第一東京

		たこと、上記(1)の事実に基づき被懲戒者は懲戒請求者Aから損害賠償請求訴訟を提起されていたこと等から、Bらの説明どおりにD社が10億円を調達できるか重大な疑問を持っていたにもかかわらず、D社の代理人として、懲戒請求者E社から当該貸付けの証拠金として2500万円を預かった。その後、当該貸付けは実現せず、被懲戒者は、当該証拠金を懲戒請求者E社に返還すべきであったのに、その返還をしなかった。 被懲戒者の上記(1)及び(4)の行為は弁護士職務基本規程第5条及び第14条に、上記(2)及び(3)の行為は同規程第5条に違反し、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。上記(1)から(3)までの行為は弁護士に対する信頼を裏切ること著しく、上記(4)の行為は懲戒請求者Aに対する被害弁償が全くされていない時期のものであることから、除名を選択する。	
12	2014/7	(1) 被懲戒者は、2012年12月19日頃所在不明となり、受任していた合計60件の事件を放置し、その結果、依頼者に上訴の機会を喪失させたり、請求権の消滅時効期間を経過させたりする等の不利益が生じた。 (2) 被懲戒者は、2013年2月分から2014年3月分までの14か月分の所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会費を滞納した。 (3) 被懲戒者の上記(1)の行為は弁護士職務基本規程第35条に違反し、上記各行為はいずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	岐阜
13	2015/1	(1) 被懲戒者は、Aから離婚等請求事件を受任するに当たり、事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用について適切な説明をせず、委任契約書を作成しなかった。被懲戒者は、夫Bの経営する株式会社Cの経理担当の取締役を務めるAが、将来の離婚給付及び役員報酬の確保のためにC社の金員をBの承諾を得ずに送金することを認識しながら、10回にわたり、Aに合計1億5000万円を被懲戒者の預り金口座に送金させた。被懲戒者は、当該預り金口座の他には弁護士業務に用いる口座を設けておらず、報酬金等の自己の金員と預り金とを区別して保管しなかった。被懲戒者は、上記金員を自己の用途に費消し、その後C社から返還を求められても応じなかった。 (2) 被懲戒者の上記行為は、弁護士職務基本規程第14条、第29条、第30条及び第38条並びに改正前の所属弁護士会の会規に違反し、弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者の費消した金額は多額であること、被懲戒者が2014年7月に共同受任した弁護士への報酬分配金を理由なく保持したとして業務停止2月の懲戒処分を受けていること等を考慮し、除名を選択する。	第二東京
14	2015/3	(1) 被懲戒者は、業務停止1年6月の懲戒処分を受けたにもかかわらず、業務停止期間の開始前にAから受任した自己破産申立事件について、依頼者との委任契約を解除せず、預り金95万円を清算して返還しなかった。 (2) 被懲戒者は、上記懲戒処分を受けたにもかかわらず、業務停止期間の開始前にBから受任した自己破産申立事件について、	広島

		て、依頼者との委任契約を解除せず、着手金 110 万円及び預り金 164 万 3370 円を清算して返還しなかった。 (3) 被懲戒者は、上記業務停止期間中の 2011 年 9 月頃及び同年 10 月頃、求償金請求事件の被告である C に対し、答弁書作成に関する法的助言及び援助を行った。 (4) 被懲戒者は、上記業務停止期間中の 2011 年 10 月 21 日頃、C から債務整理事件を受任し、債務整理資金の名目で 800 万円を預かった。被懲戒者は、上記業務停止期間中の同年 12 月 20 日頃、C に対して債務整理に関する法的助言を与えた。また、被懲戒者は、上記預り金を C に返還しなかった。 (5) 被懲戒者の上記行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
15	2015/6	被懲戒者は、2012 年 9 月 13 日に死亡した A の相続人である懲戒請求者らから、A の成年後見人であった B 弁護士から相続財産を引き継ぎ、遺産分割協議書に従って懲戒請求者らに相続財産を引き渡す等の業務を受任した。その後、被懲戒者は、同年 11 月に B 弁護士から引き継いだ相続財産等の合計 2894 万 2358 円を、全て事務所経費等に流用し消費した。 被懲戒者の上記行為は、弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者が懲戒請求者らに対して弁償等被害回復の措置を講じていないことなどを考慮し、除名を選択する。	大阪
16	2015/9	被懲戒者は、2002 年 10 月頃までの間に A から遺産分割調停申立事件を受任して 2003 年 12 月 2 日に調停を成立させた後、2004 年から 2005 年にかけて上記調停により取得した土地の売却手続 2 件の委任を受け、それらの売却代金から売買に係る経費を除いた残金等合計 2 億 9738 万 5000 円を預かり保管した。被懲戒者は、2005 年初頭にはほぼ受任事務が終了していたにもかかわらず、預り金から支出した経費等の明細、預り金の残高等の説明をせず、2010 年 12 月頃、A の相続人である懲戒請求者らから預り金の返還を求められたのに、支出した経費等を控除した残金 1 億 0876 万 4831 円について、受任事務の弁護士報酬等として極めて過大な金額を主張してこれを返還しない。 被懲戒者の上記行為は、弁護士職務基本規程第 44 条及び第 45 条に違反し、弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。被懲戒者の預り金の管理方法が極めて杜撰であること、報酬についての説明をしておらず報酬契約も締結していないこと等を考慮し、除名を選択する。	沖縄
17	2015/11	(1) 被懲戒者は、A らと共謀して、2011 年 1 月 31 日、独立行政法人 B を売主、懲戒請求者有限会社 C を買主、被懲戒者を立会人とし、独立行政法人 B の偽造された印鑑が押印された契約書を示すなどして、東京都所在の土地を購入できると懲戒請求者 C 社を誤信させ、同日、懲戒請求者 C 社から売買代金名下に 5000 万円を詐取した。 (2) 被懲戒者は、A らと共謀して、2011 年 8 月 19 日、独立行政法人 B を売主、懲戒請求者 D が代表取締役を務める株式会社 E を買主とし、独立行政法人 B の偽造された印鑑が押印された	第二東京

		不動産売買に関する契約書に立会人として押印するなどして、静岡県所在の土地を購入できると E 社を誤信させ、同日、E 社から売買代金 3500 万円を詐取した。 (3) 被懲戒者は、A らと共謀して、2012 年 10 月 19 日、独立行政法人 B を売主、懲戒請求者株式会社 F 及び懲戒請求者株式会社 G を買主とし、独立行政法人 B の偽造された印鑑が押印された不動産売買に関する契約書に立会人として押印するなどして、神奈川県所在の土地を購入できると懲戒請求者 F 社及び懲戒請求者 G 社を誤信させ、同日、懲戒請求者 F 社及び懲戒請求者 G 社から売買代金名下に 3000 万円を詐取した。 (4) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
18	2016/7	(1) 被懲戒者は、懲戒請求者 A から証券取引に関する損害賠償請求事件を受任し、2009 年 4 月 16 日、懲戒請求者 A の株式売却代金のうち 300 万円を預かったが、その清算を怠り、2013 年 12 月 16 日、懲戒請求者 A が委任契約を解除し、預り金の返還を求めたが返金をしなかった。 (2) 被懲戒者は、懲戒請求者 A と委任契約中であった 2010 年 10 月 15 日、A から 150 万円を借り入れ、その後 100 万円の返済を怠った。 (3) 被懲戒者は、上記(1)の損害賠償請求事件について、法的な申立てをせず、2012 年 6 月 7 日に至り、証券会社に対し損害賠償額確定調停の申立てを行ったが、消滅時効の援用を受け、消滅時効を完成させた。 (4) 被懲戒者は、2011 年 7 月、除名処分を受けた弁護士が受任していた依頼者 489 名の債務整理事件を、預り金 9673 万 1955 円と共に引き継いだ。が、事務処理を事務職員に行わせ監督を怠り、上記預り金のうち少なくとも 4000 万円について、被懲戒者及び事務職員が流用し、預り金に多額の欠損を生じさせた結果、依頼者に対する預り金の返還や弁済代行を滞らせた。 (5) 被懲戒者は、2012 年 5 月、懲戒請求者 B から過払金返還請求事件を受任し、2013 年 5 月 27 日、和解により 101 万円を受領したが、懲戒請求者 B に対し交渉中であるなど嘘を述べ返還せず、その後 2014 年 11 月 5 日に成立した紛議調停で返還の約束をし、さらに 2015 年 3 月 10 日に支払を命じる判決を受けたにもかかわらず、支払をしなかった。 (6) 被懲戒者の上記(1)の行為は弁護士職務基本規程第 45 条に、上記(2)の行為は同規程第 25 条に、上記(3)の行為は同規程第 35 条に、上記(4)の行為は同規程第 25 条及び第 45 条に、上記(5)の行為は同規程第 45 条に違反し、上記各行為はいずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	東京
19	2016/8	被懲戒者は、株式会社 A 社又はその代表者 B から損害賠償請求事件、公正証書遺言無効確認等請求事件等合計 4 件を受任したが、これらの事件について訴訟提起等していないにもかかわらずこれを隠蔽し、訴訟提起等したと見せ掛ける目的で、2013 年 12 月 18 日頃から 2015 年 2 月 10 日頃にかけて、4 回にわたり判決正	大阪

		本、決定書等の公文書を合計4通偽造した上、偽造後間もなく、A社又はBに対し、真正に成立したもののよう装って、上記各偽造公文書の写しを交付し、又はファクシミリ送信した。 被懲戒者の上記行為は、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
20	2016/11	(1) 被懲戒者は、懲戒請求者から、損害賠償請求反訴事件における強制執行停止の申立てのための供託金として、2009年10月19日及び同月21日、自己の預り金口座に合計2億2416万8716円の振込送金を受け、これを懲戒請求者のために業務上預かり保管中、同月19日から同年11月17日までの間、23回にわたり合計約1999万円を着服して横領した。 (2) 被懲戒者は、懲戒請求者から、損害賠償請求反訴事件における強制執行停止の申立てのための追加供託金名目で、2009年12月3日、自己の預り金口座に1000万円の振込送金を受け、これを懲戒請求者のために業務上預かり保管中、同日から同月28日までの間、19回にわたり合計約975万円を着服して横領した。 (3) 被懲戒者は、懲戒請求者から、損害賠償請求反訴控訴事件における強制執行停止の申立てのための追加供託金名目で、2010年11月22日、自己の預り金口座に2億2000万円の振込送金を受け、これを懲戒請求者のために業務上預かり保管中、同日から2011年4月25日までの間、86回にわたり合計約2億1872円を着服して横領した。 (4) 被懲戒者は、強制執行停止のための供託金としてA法務局に供託されていた1億5000万円について、裁判所の担保取消決定により、2011年9月12日、A法務局からA法務局振出しに係る額面1億5006万6000円の小切手の交付を受け、上記小切手を自己の預り金口座に入金してこれを懲戒請求者のために業務上預かり保管中、同月14日から同年12月16日までの間、59回にわたり合計約1億4777万円を着服して横領した。 (5) 被懲戒者の上記各行為は、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	大阪
21	2017/2	(1) 被懲戒者は、2012年10月5日頃、Aに対し、被懲戒者が仲介役をしている債券発行運用プログラムで資金所有者を探していること、弁護士である被懲戒者自らが責任を負う旨等を記載した書面を送信し、同年11月5日、Aから5000万円を預かり、同年12月3日以降、催告に応じて預り金を返還する旨の預り証を発行したが、返済約定期限を3年半以上経過しても返済しなかった。 (2) 被懲戒者は、Aから預かった上記5000万円の返済について履行遅滞に陥っていたにもかかわらず、2014年4月から同年11月にかけてAを含む個人5名から返還が不確実であるのに合計1360万円を借り受けた。 (3) 被懲戒者は、懲戒請求者Bから同人が代表取締役を務める株式会社Cの工事代金請求事件を受任し、着手金200万円の送金を受け、印紙代のための預り金として合計375万円の送金を受	第二東京

		けたが、2014年12月11日、業務停止4月の懲戒処分を受けて印紙を貼ることなく辞任した。被懲戒者は、2015年3月24日までに上記預り金のうち345万円を返還したがその後も差額30万円は返還せず、懲戒請求者Bから2015年8月31日に上記着手金の内金150万円及び上記預り金の差額30万円の返還を求めて紛議調停を申し立てられ、被懲戒者が180万円を支払う内容の調停が成立したにもかかわらず、上記着手金の内金150万円は返還せず、上記預り金の差額30万円は、支払期限が経過した後の2016年6月1日まで送金手続きをしなかった。 (4) 被懲戒者は、Dが被懲戒者を相手方として申し立てた紛議調停において、2015年5月21日、同年6月末日限り100万円の解決金を支払う旨の調停を成立させたにもかかわらず、上記期限を経過しても支払わなかった。 (5) 被懲戒者は、2014年12月11日、業務停止4月の懲戒処分を受けたところ、日本弁護士連合会会則21条に基づく職務上の氏名の使用に関する届出をせず、日本弁護士連合会からの許可を受けていないにもかかわらず、2015年6月19日までに被懲戒者のホームページの氏名の表示を「○田●一」から「○田△■▽」に変更し、懲戒処分を受けたのは被懲戒者とは別人であるかのような外観を作出した。 (6) 被懲戒者の上記(1)、(2)及び(4)の行為は弁護士職務基本規程第6条に、上記(3)の行為は同規程第6条及び第45条に、上記(5)の行為は同規程第9条及び弁護士の業務広告に関する規程第9条に違反し、いずれも弁護士法第56条第1項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
22	2017/6	(1) 被懲戒者は、2010年頃、懲戒請求者A株式会社から、Bに対する店舗造作譲渡代金2138万円の請求訴訟を受任し、同年4月に訴えを提起し、同年6月にBとの間で月額15万円の分割払いの和解を成立させたが、和解金の一部を受領したことやその後の分割払いの支払状況について懲戒請求者A社に報告せず、受領した和解金の一部を返還しなかった。また、被懲戒者は、2013年10月10日、懲戒請求者A社から200万円を借り入れ、これを返済しなかった。 (2) 被懲戒者は、Cから不動産の所有権確認訴訟を提起された懲戒請求者Dから、上記訴訟を受任したが、2010年12月16日、懲戒請求者Dと十分協議することなくCに合計1500万円を支払う旨の和解を成立させた。その後、被懲戒者は、Cが懲戒請求者Dに対して、上記和解金の支払等を求めて提訴した訴訟について懲戒請求者Dから受任したが、口頭弁論期日に出席しなかった。さらに、被懲戒者は、Cを相続したEが、懲戒請求者Dが上記和解金を支払わなかったことによる損害として528万0450円を請求する訴訟について懲戒請求者Dから受任したが、懲戒請求者Dの承諾を得ることなく請求を認諾した。また、被懲戒者は、上記3件の訴訟に関し、委任契約書を作成しなかった。さらに、2014年10月15日、被懲戒者は、懲戒請求者Dに対し、Eに同年11月末日限り500万円支払うこと及び懲	埼玉

		戒請求者Dに同日限り 1500 万円を支払う旨の誓約書を作成したが履行しなかった。 (3) 被懲戒者は、2012 年 7 月 17 日、懲戒請求者 F 株式会社から建物建築工事代金 542 万 9150 円の支払を求める調停を受任し、2013 年 7 月 1 日、調停を申し立てたが、不調停となり、引き続き工事代金請求訴訟の依頼を受け提訴したが、上記調停及び上記訴訟の受任に当たり、委任契約書を作成しなかった。また、被懲戒者は、上記訴訟において、被告の主張する瑕疵に関し、実質的な工事担当者である下請業者に対する調査を実施するなどして必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努めなければならなかったにもかかわらず、その知識を有しない元請業者である懲戒請求者 F 社からの事情聴取に終始し 2014 年 6 月 23 日の第 4 回口頭弁論期日までに被告の主張に対する確な反論ができなかった。さらに、被懲戒者は、これにより上記口頭弁論期日に上記訴訟が休止となり、その後期日指定の申立てをしなかったことから取下げ擬制により上記訴訟が終了したことを懲戒請求者 F 社に報告せず、上記工事代金債権の短期消滅時効を完成させた。このため、被懲戒者は、懲戒請求者 F 社に対し損害賠償金 500 万円を支払う旨約したが、履行しなかった。 (4) 被懲戒者は、G から建物明渡請求訴訟を提起された懲戒請求者有限会社 H から、2013 年 3 月 30 日に依頼されて上記訴訟を受任し、その後、G から立ち退き料として 250 万円を受領して預り金としたが、懲戒請求者 H 社に対し、100 万円を支払った後、残金 150 万円を返還しなかった。 (5) 被懲戒者は、2014 年 8 月 28 日、懲戒請求者 I 株式会社及び懲戒請求者 J から、懲戒請求者 I 社及び懲戒請求者 J を被告とする譲受債権請求訴訟を受任したが、その後懲戒請求者 I 社及び懲戒請求者 J に連絡をせず、敗訴したことを含めた事件処理の説明及び報告を怠った。また、被懲戒者は、懲戒請求者 I 社及び懲戒請求者 J に対し 100 万円を支払う旨の和解契約を成立させながら履行しなかった。 (6) 被懲戒者の上記(1)の行為は弁護士職務基本規程第 5 条、第 25 条、第 36 条、第 44 条及び第 45 条に、上記(2)の行為は同規程第 22 条、第 30 条第 1 項及び第 36 条に、上記(3)の行為は同規程第 21 条、第 30 条第 1 項、第 36 条及び第 37 条第 2 項に、上記(5)の行為は同規程第 5 条及び第 36 条に違反し、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
23	2017/10	(1) 被懲戒者は、2013 年 9 月、懲戒請求者 A から自己破産申立事件を受任し、着手金等合計 28 万 7500 円の支払を受けたが、2016 年 2 月 24 日に懲戒請求者 A が上記事件の委任契約を解除するまで、上記事件に着手しなかった。被懲戒者は、上記契約を解除された後、懲戒請求者 A から上記契約に基づき受領していた費用全額の速やかな返金を催促されたにもかかわらず、同年 7 月 20 日まで返金しなかった。	東京

		(2) 被懲戒者は、預り金口座から合計 2382 万 4036 円を引き出して自己を相手方とする紛議調停事件の和解金支払いのため私的に流用し、受任事件の相手方から上記口座へ入金された 1500 万円について、依頼者に対し精算又は引渡しをしないまま上記口座の残高を 4 万 3918 円まで減少させ、2014 年 6 月から 2016 年 3 月までの間、上記口座から被懲戒者の法律事務所経費等を支出し、私的に流用し続けた。 (3) 被懲戒者は、懲戒請求者 B が夫 C に対して申し立てた婚姻費用分担審判申立事件について 2015 年 10 月 30 日になされた審判に基づき、懲戒請求者 B の代理人として C の預金口座に対する債権執行を行って 332 万 8698 円を回収し、2016 年 3 月 7 日、懲戒請求者 B に対し、上記回収金から弁護士費用を控除した 284 万 8046 円を返金することなどを連絡したが、2017 年 5 月まで支払を完了しなかった。 (4) 被懲戒者は、懲戒請求者 D から交通事故に関する事件を受任し、2015 年 12 月 18 日、懲戒請求者 D の代理人として、上記交通事故の加害者が加入する損害保険会社から示談金 1700 万円の支払いを受け、2016 年 2 月 9 日、懲戒請求者 D に対し、上記示談金から報酬金及び実費を控除した 1539 万 9748 円を返金することなどを連絡したが、支払いを完了しなかった。 (5) 被懲戒者の上記(1)の行為は所属弁護士会の預り金等の取扱いに関する会規第 2 条第 2 項並びに弁護士職務基本規程第 35 条、第 36 条及び第 45 条に、上記(2)の行為は同会規第 2 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条第 1 項並びに第 7 条並びに同規程第 38 条及び第 45 条に、上記(3)及び(4)の行為は同会規第 2 条第 2 項及び同規程第 45 条に違反し、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
24	2018/5	被懲戒者は、2009 年 11 月 19 日、家庭裁判所から亡 A の相続財産管理人に選任され、相続財産管理人口座で相続財産を管理していたが、2011 年 2 月 25 日から 2015 年 11 月 6 日までの間、上記口座から 31 回にわたり合計 2218 万 3340 円を出金して、うち 2166 万円を領得し、また、2014 年 11 月 20 日に亡 A 名義の不動産売買に関し支払われた手付金 39 万円について上記口座を経由することなく領得した。 被懲戒者の上記行為は、弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	第二東京
25	2018/6	(1) 被懲戒者は、2014 年 5 月 23 日、懲戒請求者である依頼者 A から破産手続申立てを含む債務整理を受任し、着手金及び前払費用を受領し、破産手続に必要な書類を渡されていたにもかかわらず、速やかに着手せず、遅滞なく事件処理を行わないまま放置し、事件の経過を懲戒請求者 A に報告しなかった。 (2) 被懲戒者は、2015 年 6 月分から 2017 年 1 月分までの所属弁護士会の会費、日本弁護士連合会の会費及び特別会費並びに 2015 年 5 月分の所属弁護士会の新会館臨時会費について、仮受金を差し引いた合計 71 万 1500 円を滞納した。 (3) 被懲戒者は、2015 年 12 月 4 日、懲戒請求者 B から、同人がタクシー運転手に暴力を振るったことによるタクシー会社及	東京

		びタクシー運転手との示談交渉事件について受任したが、事件処理をほとんど行わず、ただ漫然と放置した。 (4) 被懲戒者は、所属弁護士会が 2016 年 6 月 21 日及び同年 7 月 15 日に所属弁護士会の預り金等の取扱いに関する会規に基づいて行った照会に対し、書面による回答をしなかった。 (5) 被懲戒者は、2016 年 7 月 7 日、所属弁護士会に事務所所在地の登録事項変更届出をしたが、上記届出において事務所所在地とされた建物の一室は、遅くとも同年 11 月 14 日の時点で被懲戒者の弁護士としての職務活動の本拠たる実質を有していなかったにもかかわらず、2017 年 1 月 13 日に新たな事務所所在地の登録事項変更の届出をするまで、何ら届出をしないまま上記建物の一室を事務所所在地としていた。 (6) 被懲戒者は、2017 年 1 月 13 日以降、弁護士等の業務広告に関する規程第 6 条に基づく所属弁護士会の承認を得ないまま、被懲戒者名で面識のない詐欺被害者に訴訟をすれば被害回復ができるかのような文面を送付し、事件依頼の勧誘をした。 (7) 被懲戒者は、2017 年 2 月 1 日、C から詐欺被害回復を図るための訴訟事件を受任したにもかかわらず、C に対し、裁判資料を送らず、事件番号、裁判期日を知らせず、被懲戒者の事務職員が C に裁判の結果が出ると伝えていた日が経過しても裁判結果の報告をせず、C からの再三にわたる事件処理の経過及び結果の間合せに対する報告をしなかった。 (8) 被懲戒者は、2017 年 6 月 29 日、所属弁護士会が被懲戒者について所属弁護士会の非弁提携行為の防止に関する会規に基づく調査を開始し、所属弁護士会の非弁提携弁護士対策本部が被懲戒者に対し、調査協力を要請し、同年 7 月 13 日に弁護士会館に出頭することを求めたにもかかわらず正当な理由もなく出頭しなかった。 (9) 被懲戒者の上記(1)の行為は弁護士職務基本規程第 35 条及び第 36 条に、上記(4)の行為は所属弁護士会の預り金等の取扱いに関する会規第 10 条に、上記(5)の行為は弁護士法第 20 条第 2 項等に、上記(7)の行為は弁護士職務基本規程第 36 条に違反し、上記(2)を除く上記各行為はいずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当し、上記(2)の行為は、所属弁護士会の会則第 27 条第 1 項及び第 2 項に違反し、弁護士法第 56 条第 1 項に定める所属弁護士会の秩序を害する非行に該当する。	
26	2019/1	(1) 被懲戒者は、2012 年 3 月 6 日頃、懲戒請求者 A 及び同人が代表取締役を務めている有限会社 B の自己破産申立手続を受任し、同月 8 日から 2013 年 8 月 28 日にかけて弁護士費用として分割で 60 万 0420 円の支払を受けたが、事件処理を長期間にわたって放置し、この事実を糊塗するため、2016 年 4 月上旬、破産手続廃止決定書及び免責許可の決定書を偽造し、懲戒請求者 A に交付した上、破産手続が終了した旨の虚偽の説明を行った。 (2) 被懲戒者は、2013 年 10 月 18 日、懲戒請求者 C から D に対する貸金返還請求事件の依頼を受け、訴訟を提起し、D が解決	東京

		金として総額 188 万円を分割して支払う旨の内容を骨子とする裁判上の和解が成立したが、D から分割支払いされた合計 124 万円の解決金のうち 36 万円について懲戒請求者 C に送金しなかった。 (3) 被懲戒者は、懲戒請求者 C から E 保険会社との保険契約の締結に関する相談を受け、既払全期前納保険料について、E 社は、不当利得として返還を命ぜられる判決となる可能性が高く、その場合には、その 10 パーセント相当額が損害賠償として上乗せされると虚偽の説明をし、その言葉を信じた懲戒請求者 C から E 社に対する損害賠償請求事件を受任し、2014 年 7 月 15 日、訴訟を提起したが、訴状、準備書面等を懲戒請求者 C に確認することなく提出し、懲戒請求者 C 作成名義の陳述書を偽造して証拠として提出し、また、虚偽の理由による期日変更申立てを行って期日を変更させる等した。 (4) 被懲戒者は、懲戒請求者 F から 2014 年 9 月 12 日、刑事告訴の依頼を受け、着手金 54 万円を受領したが、告訴状の作成をせず、告訴を行わなかった。 (5) 被懲戒者は、2016 年 3 月 4 日、懲戒請求者有限会社 G から売買代金等請求事件の委任を受けたが、訴訟経過について報告せず、懲戒請求者 G 社と何ら協議することなく重要な争点に関する主張を取り下げ、その後の口頭弁論期日に欠席し、敗訴判決の報告を懲戒請求者 G 社に報告せず、判決を確定させた。 (6) 被懲戒者の上記(1)の行為は弁護士職務基本規程第 35 条に、上記(2)の行為は同規程第 45 条に、上記(3)の行為は同規程第 21 条、第 29 条及び第 36 条に、上記(4)の行為は同規程第 35 条に、上記(5)の行為は同規程第 21 条及び第 36 条に違反し、いずれも弁護士法第 56 条第 1 項に定める弁護士としての品位を失うべき非行に該当する。	
--	--	--	--

《略歴》

1984 年 早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
1987 年 東京大学大学院法学政治学研究科修士課程修了
1992 年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了（博士〔法学〕号取得〔甲第 9307 号〕）

1992 年～1994 年 新潟大学教養部講師
1994 年～1999 年 新潟大学法学部助教授
1999 年～2002 年 新潟大学法学部教授
2002 年～2008 年 東北大学大学院法学研究科教授
2007 年～2008 年 東京大学社会科学研究所客員教授
2008 年～現在 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
2018 年～現在 放送大学客員教授

外務省専門職員採用試験委員〔憲法〕（2009 年～2018 年）
司法試験・予備試験審査委員〔憲法・出題担当〕（2021 年～現在）

国際人権法学会理事長（2021 年～現在）、日本公法学会理事（2016 年～現在）、日仏法学会理事（2016 年～現在）、公益財団法人日仏会館常務理事（2020 年～現在）

リヨン第 2 大学，モンペリエ第 1 大学，レンヌ第 1 大学，ニース大学，シアンスポ（パリ政治学院），パリ第 2 大学，パリ第 1 大学で客員教授を歴任

Chevalier dans l'Ordre des Palmes Académiques〔フランス政府・教育功労賞シュヴァリエ〕
受賞(2021 年 1 月 4 日)

《関係著作目録》

辻村みよ子＝山元一＝佐々木弘通編『憲法基本判例』（尚学社，2015 年）
辻村みよ子＝山元一編『概説憲法コンメンタール』（信山社，2018 年）
山元一『グローバル化時代の日本国憲法』（放送大学教育振興会，2019 年）
山元一「裁判官のツイッターへの投稿と表現の自由」『平成 30 年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊 1531 号）』10～11 頁〔2019 年〕